

第3編 災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1章 災害発生直前の対策 【防災危機管理課】

3-1-1 津波警報等の伝達

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

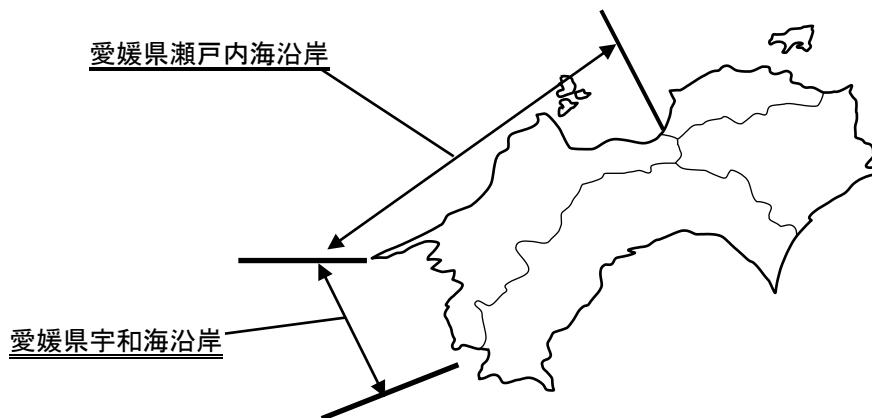
1 国（気象庁）の津波警報等

(1) 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

ア 下の図に示す県内の津波予報区（愛媛県瀬戸内海沿岸及び愛媛県宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



- イ 県内で震度1以上を観測した場合
- ウ 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合
- エ その他必要と認める場合

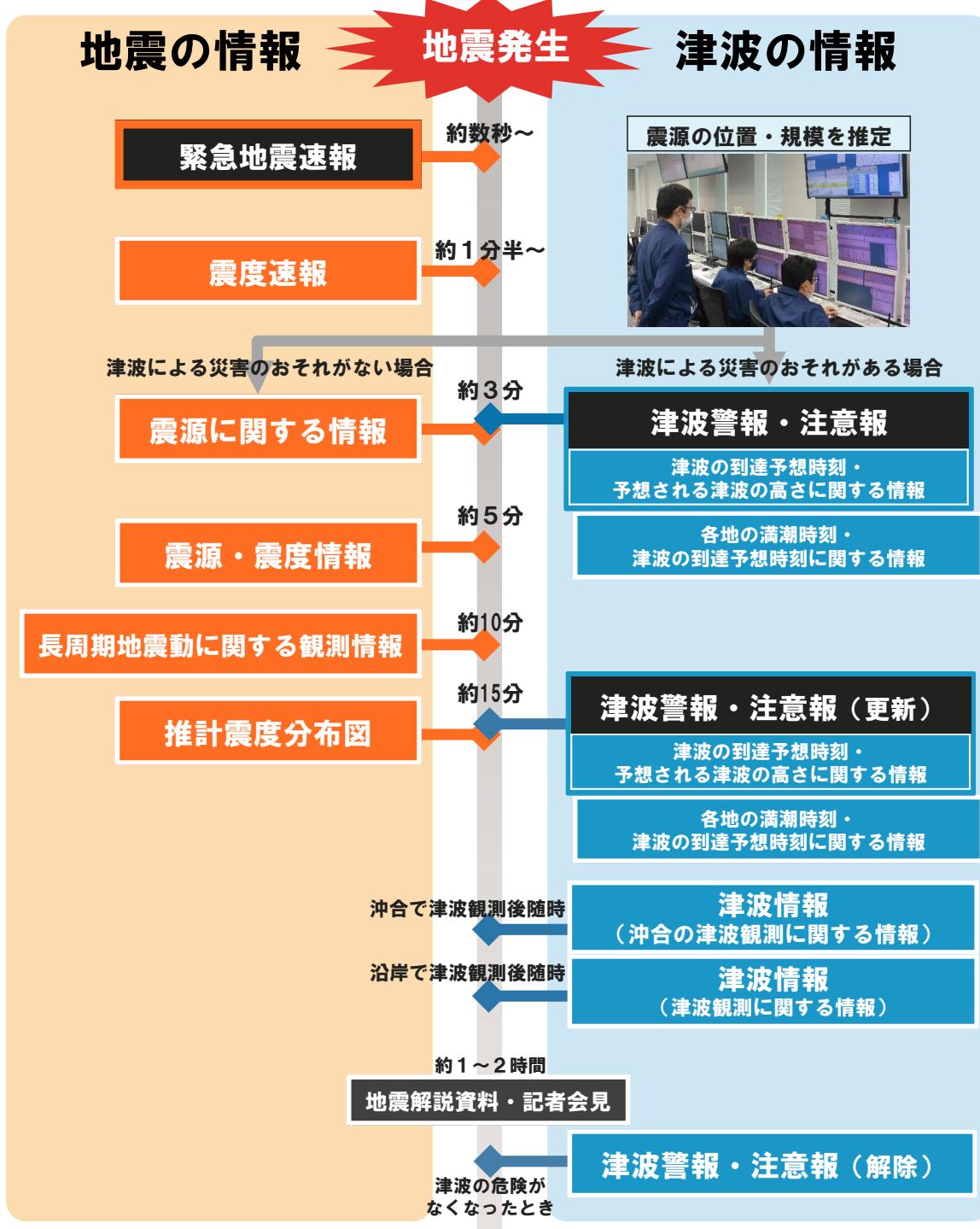
(2) 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報等で、内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報等の種類と内容」による。

(3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

(4) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が

予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）全国瞬時警報システム（J—ALERT）経由による市町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(5) 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は資料編「大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」のとおりとする。

津波警報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の 発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。
大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発 表 内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 県の活動

県は、次のとおり、津波情報等を受理・伝達・周知する。

- ア 気象庁（松山地方気象台）から伝達される地震情報、津波警報、津波情報等は、県災害対策本部又は県災害警戒本部（災害対策本部又は災害警戒本部設置前においては防災危機管理課）で受理する。
- イ 各市町及び各防災関係機関に対する地震情報等の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段により直ちに行う。

3 市町の活動

(1) 津波に対する措置

- ア 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されたとき

ただちに避難行動の対象者となる地域の住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

- イ 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度 4 程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、危険な地域からの一刻も早い避難行動が必要であることから、避難の対象とする地域に対して、避難指示を発令する。

(2) 津波情報等の受理・伝達・周知

- ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、市町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

- イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP 告知システム、コミュニティ FM（防災ラジオ）、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、LA ラート（災害情報共有システム）ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

3－1－2 避難指示

沿岸地域の市町長は、迅速・的確な避難指示を行う。

- (1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令する。
- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる区域を住民等に伝達する必要がある。
- (3) 津波は、津波浸水深が 1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失があること、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。
- (4) 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、IP告知端末、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 地震発生時に首長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示を発令する。
- (6) 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

第2章 防災関係機関の活動 【防災危機管理課、各関係機関】

県内に大規模な津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町等防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

3-2-1 県の活動

1 地震発生時の緊急配備体制

県は、津波が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じた配備体制をとる。

なお、勤務時間外に迅速な対応を図るため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、防災メールにより携帯電話等で防災担当職員等に参集を呼びかける。

2 職員の動員計画

- (1) 本庁各部局及び地方局は、配備要員や参集のための連絡方法等を明記した「危機発生時の職員行動基準」を全職員に配布し常に携帯させることで、動員体制の周知徹底を図る。

特に、夜間や休日等の勤務時間外において、災害発生初期の情報収集や災害対策本部・支部の設置などに迅速に対応するため、あらかじめ本庁又は地方局等の庁舎の近隣に居住する職員の中から配備要員を指名するなど所要の対策を講じておく。

- (2) 配備要員に指名された職員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオ等により地震又は津波の発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、配備体制につく。

その他の職員は、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁するよう連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、自己が所属する部局の最寄りの関係機関に参集し、応急活動に従事する。

- (3) 必要に応じ、報道機関に対し関係職員の非常参集の放送を依頼する。

3 災害警戒本部

- (1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 県内で最大震度5弱・5強の揺れを観測したとき
- (イ) 県内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき
- (ウ) 県内沿岸に津波警報が発表されたとき
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- (オ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

- (ア) 地震・津波の警戒に当たる必要がなくなったとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき

- (2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害警戒本部に、災害警戒室及び各対策部並びに地方本部・支部を置く。

また、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、警戒本部長（防災安全統括部長）が特に必要と認めるときは、現地災害警戒本部を設置する。

その他、災害警戒本部の編成及び運営については、別に知事が定めるところによる。

イ 所掌事務

災害警戒本部は、地震災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る事務を実施する。

なお、地方本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、地方本部において対処する。

- (3) 災害警戒本部会議の開催

警戒本部長（防災安全統括部長）は、必要に応じて災害警戒本部会議を開催し、災害対処方針等について協議する。

(4) 参集及び配備

災害警戒室及び各対策部並びに各地方本部においては、災害警戒本部が設置された場合、直ちに状況に応じた人員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たり、地震・津波による被害が明らかとなってきた段階で、業務の必要性にあわせ適切な配備をとる。

災害警戒本部設置基準	参集基準	配備基準
① 県内で最大震度5弱の揺れを観測したとき ② 県内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③ 県内沿岸に津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⑤ その他知事が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
① 県内で最大震度5強の揺れを観測したとき ② その他知事が必要と判断するとき	職員の1/3	情報収集活動及び初期の災害応急対策を実施するために必要な人員

(5) 災害警戒本部地方本部・支部の設置

災害警戒本部が設置された場合、災害警戒本部設置基準による地震の発生等があった地域を所管する地方局・支局に地方本部・地方本部支部を設置する。

4 災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 県内で最大震度6弱以上の揺れを観測したとき
- (イ) (ア) 未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき
- (ウ) 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時
- (オ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

- (ア) 予想される災害の発生がないとき
- (イ) 災害応急対策措置が完了したとき

(2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害対策本部に、統括司令部及び各対策部並びに地方本部・支部を置く。

また、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長（知事）が特に必要と認めるときは、現地本部を設置する。

その他、災害対策本部の編成及び運営については、愛媛県災害対策本部条例（昭和37年条例第50号）及び愛媛県災害対策本部要綱の定めるところによる。

イ 所掌事務

災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

なお、地方本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、地方本部において対処する。

また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。

- (ア) 地震被害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (イ) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施及び混乱防止に必要な広報
- (エ) 災害予防及び災害応急対策に関する関係機関相互の連絡調整

- (オ) 水防その他の応急措置
- (カ) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (キ) 施設及び設備の応急復旧
- (ク) 防疫その他の保健衛生
- (ケ) 避難指示の発令
- (コ) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地域における社会秩序の維持
- (ハ) 緊急輸送の確保及び調整
- (シ) 国その他の防災関係機関に対する、災害予防や災害応急対策の実施又は支援の要請、資料・情報の提供等の協力要請
- (ス) その他の災害の発生の防御又は拡大の防止
- (セ) ボランティア等への支援

おって、国の非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）が設置され、国の現地対策本部が置かれた場合は、愛媛県災害対策本部は、国の現地対策本部との合同会議を活用する等、当該現地対策本部との連携を図りながら、適切な災害応急対策の実施に努める。

さらに、県は、国が現地で開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

(3) 災害対策本部会議の開催

- ア 本部長（知事）は、災害対策本部を設置した場合、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。
- イ 災害対策本部の設置場所は、県庁第1別館3階災害対策室及び災害対策本部オペレーションルームとするが、庁舎の被災状況に応じて中予地方局庁舎内、その他本部長（知事）が指定する施設の順に、代替場所を選定する。

(4) 参集及び配備

- ア 地震・津波により災害対策本部が設置された場合、直ちに全職員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たる。

災害対策本部設置基準	参集基準	配備基準
① 県内で最大震度6弱以上の揺れを観測したとき ② ①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③ 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⑤ その他知事が必要と判断するとき	全職員	県の組織をあげて大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員

イ 本部長（知事）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、必要に応じて地方本部・支部や市町へ派遣するとともに、副統括司令（防災安全統括部長）等は、必要に応じて過去に災害対応業務に従事した職員を災害対策本部統括司令部等の応援職員として初動対応業務に従事させる。

(5) 災害対策本部地方本部・支部の設置

- ア 災害対策本部が設置された場合、各地方局に地方本部を、各支局に地方本部支部を設置する。ただし、各地方本部・支部で所管する地域において、災害対策本部設置基準による地震の発生等がない場合は当該地方本部・支部を設置しないことができる。

(6) 情報連絡体制の確保

- ア 統括司令部は、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、定期的に記者会見を実施して、報道機関との連携強化に努める。

- イ 統括司令部は、必要に応じて災害対策業務の円滑な運営を図るため、災害対策室の入口に守衛を配置する。
 - ウ 統括司令部は、災害対策本部の通信回線の優先確保に努める。
- (7) 防災会議の開催等
- ア 災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、愛媛県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、災害復旧に関する連絡調整を行う。
 - イ この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲の者とする。
 - ウ 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るために、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。
 - エ 防災会議の運営に当たっては、災害対策本部会議との継続性の確保について配慮する。

3－2－2 市町の活動

1 市町災害対策本部の設置

市町長は、管内に津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、市町災害対策本部を設置し、職員を動員して対処するものとし、次により組織の整備を図る。

また、市町の災害対策本部が被災した場合の代替施設を地域防災計画及び業務継続計画に規定しておく。

- (1) 市町の災害対策本部の組織及び運営については、それぞれの市町の災害対策本部条例等の定めるところによるほか、津波災害の特性を考慮して市町地域防災計画（津波災害対策編）等の整備も検討する。
- (2) 勤務時間外に大規模災害が発生し、交通機関の途絶等により災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。このため、あらかじめ地震規模や勤務時間外等に対応する職員の参集基準を明確にしておく。
- (3) 市町災害対策本部長である市町長の不在時を想定し、事前に代理者を指定しておく。
- (4) 確実な情報収集・伝達が可能となるよう市町内地域ごとの担当職員をあらかじめ定めておく。
- (5) 災害予防及び災害応急対策の実施に当たり、市町災害対策本部は必要に応じ、関係機関相互との連携の確保に努める。

2 市町災害対策本部の所掌事務

- (1) 市町災害対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。
 - ア 津波被害や、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - イ 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
 - ウ 災害予防及び災害応急対策の実施及び住民の混乱防止に必要な広報
 - エ 消防、水防その他の応急措置
 - オ 被災者の救助、救護、その他の保護
 - カ 施設及び設備の応急復旧
 - キ 防疫その他の保健衛生
 - ク 避難指示の発令
 - ケ 緊急輸送の実施
 - コ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
 - サ 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告及び必要な要請
 - シ 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
 - ス 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
 - セ 自主防災組織との連携及び指導
 - ソ ボランティア等への支援
 - タ 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- (2) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。
 - ア 消防本部（消防本部を設置していない場合の消防団本部を含む。）及び消防署
 - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動

- (ウ) 地域住民等への避難指示の伝達
- (エ) 火災予防の広報
- イ 消防団、水防団
 - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
 - (ウ) 一時避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - (エ) 地域住民等の避難場所への誘導
 - (オ) 住民等の危険区域からの避難の確認
 - (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援

3－2－3 関係機関の活動

1 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局四国警察支局
 - ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整
 - イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制
 - エ 管区内各県警察の相互援助の調整
- (2) 四国総合通信局
 - ア 電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用・監理
 - イ 地方公共団体等からの要請による災害対策用移動通信機器の無償貸与
 - ウ 地方公共団体等からの要請による臨時災害放送局用機器の無償貸与
 - エ 地方公共団体等からの要請による災害対策用移動電源車の貸与
- (3) 四国財務局（松山財務事務所）
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費査定立会
 - イ 農林水産業施設災害復旧事業費査定立会
 - ウ 有価証券の受渡に関する措置
 - エ 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を指導
 - (ア) 災害関係の融資
 - (イ) 預貯金の払戻及び中途解約
 - (ウ) 手形交換、休日営業等
 - (エ) 保険金の支払及び保険金の払込猶予
 - (オ) 営業停止等における対応
 - オ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付
 - カ 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - キ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- (4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）
 - 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
- (5) 愛媛労働局
 - ア 事業所等の被災状況の把握
 - イ 二次災害発生のおそれがある事業所に対する災害防止の指導
- (6) 中国四国農政局
 - ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施の推進及び連絡調整
 - イ 被災害農林漁業者等に対する資金の融通、指導
 - ウ 食料の供給及び緊急引渡しの措置
- (7) 四国森林管理局愛媛森林管理署
 - 県、市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
- (8) 四国経済産業局
 - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
 - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
 - ウ 電気、ガスの復旧促進
- (9) 中国経済産業局

- 電気の供給の確保に必要な指導
- (10) 中国四国産業保安監督部
電気の復旧促進に関する措置（但し、今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び閑前村の区域）、越智郡上島町に限る）。
- (11) 中国四国産業保安監督部（四国支部）
ア 電気、ガスの復旧促進に関する措置
イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害の応急対応に関する措置
- (12) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、松山港湾・空港整備事務所）
管轄する河川、道路、港湾等について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。
ア 施設対策等
(ア) 河川管理施設等の対策等
(イ) 道路施設対策等
(ウ) 営繕施設対策等
(エ) 電気通信施設対策等
イ 災害対策用建設機械等の出勤及び管理
ウ 他機関との協力
エ 広報
オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
カ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- (13) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
ア 陸上輸送に関すること
(ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置
(イ) 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん
イ 海上輸送に関すること
(ア) 県内の海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
(イ) 県内の船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
- (14) 大阪航空局（松山空港事務所）
ア 空港（航空保安施設等を含む）及び航空機の保安に関すること
イ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること
- (15) 国土地理院四国地方測量部
ア 情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
イ 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
ウ 地理情報システム活用の支援・協力
エ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
オ 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
- (16) 大阪管区気象台（松山地方気象台）
ア 気象及び地象、水象に関する警報・注意報の通知及び情報の伝達及び解説に関すること
イ 気象及び地象、水象並びにそれら災害に関する普及啓発活動及び防災訓練に対する協力に関すること
ウ 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること
- (17) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部）
ア 防災訓練に関すること
イ 防災思想の普及及び高揚に関すること
ウ 調査研究に関すること
エ 警報等の伝達に関すること
オ 情報の収集に関すること

- カ 海難救助等に関すること
 - キ 緊急輸送に関すること
 - ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
 - ケ 流出油等の防除に関すること
 - コ 海上交通安全の確保に関すること
 - サ 警戒区域の設定に関すること
 - シ 治安の維持に関すること
 - ス 危険物の保安措置に関すること
 - セ 広報に関すること
 - ソ 海洋環境の汚染防止に関すること
- (18) 中国四国地方環境事務所
- ア 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
 - ウ 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
- (19) 中国四国防衛局
- 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

2 自衛隊（陸上自衛隊松山駐屯地、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること
- (5) 人員物資の緊急輸送に関すること
- (6) 給食及び給水、入浴支援等に関すること
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること

3 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - ア 郵便物の送達の確保
 - イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便料金免除
 - ウ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
 - エ 郵便局の窓口業務の維持に関すること
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること
 - オ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 医療、助産及び死体処理に関する応急応援
 - イ 被災者に対する救援物資の配布
 - ウ 義援金品の募集・配分
 - エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 災害時の混乱防止及び災害の復旧に資するための適時適切な関連番組の編成
 - イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報等の適時適切な放送
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
 - ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡
 - イ 緊急輸送道路確保のための応急復旧作業の実施

- ウ 県公安委員会が行う緊急輸送道路確保に関する交通規制への協力
エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
オ 高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの救助・救命活動への支援
- (6) 本州四国連絡高速道路株式会社（しまなみ尾道管理センター、しまなみ今治管理センター）
ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡
イ 緊急輸送道路確保のための応急復旧作業の実施
ウ 県公安委員会が行う緊急輸送道路確保に関する交通規制への協力
エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
オ 高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの救助・救命活動への支援
- (7) 電源開発株式会社（西日本支店高松事務所）、電源開発送変電ネットワーク株式会社（岡山送変電事業所）
施設及び設備の被害、復旧の状況の把握と防災関係機関への通報
- (8) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
ア 災害時における応急救護活動
イ 応急復旧用資材等の確保
ウ 危険地域の駅の旅客等に対する避難場所への避難誘導
エ 鉄道施設の早期復旧
- (9) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保
イ 被害施設・設備の早期復旧
ウ 災害用伝言ダイヤルサービス「171」の提供及び普及
- (10) 太陽石油株式会社（四国事業所）
災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関すること
- (11) 日本通運株式会社（四国支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山東支店、今治支店、新居浜営業所、四国中央営業所、大洲営業所、宇和島営業所、松山引越センター）、佐川急便株式会社（四国中央営業所、松山営業所、宇和営業所、新居浜営業所、大洲営業所、今治営業所、東予営業所、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
緊急輸送車両の確保及び運行による災害応急対策の実施
- (12) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、感電及び漏電防止に関しラジオ、テレビ等を利用した広報
ウ 被害施設設備の早期復旧
- (13) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
ア 地震情報の伝達
イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
ウ 災害用伝言板サービスの提供及び普及
- (14) 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）
被災地における医療救護活動の実施
ア 災害時における国立病院機構の医療班の編成、連絡調整並びに派遣の実施
イ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣・輸送手段の確保
ウ 災害における国立病院機構の被災情報収集、通報
- (15) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること
イ 災害対策用物資の供給に関すること

4 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
被害発生の防御及び拡大防止のための緊急措置の実施
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検死時の協力
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティーブイ株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
 - ア あらかじめ県と協定を締結している機関は、災害時における放送要請に関する協定に基づく放送の実施
 - イ 地震情報や国、県、市町、防災関係機関等の地震災害状況の報道
 - ウ 県の広報、県内各地の状況、防災措置の状況等の報道
- (5) 四国ガス株式会社
 - ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流出防止のための緊急遮断
 - イ 利用者へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
 - ウ 必要に応じた代替燃料の供給
 - エ 災害応急復旧の早期実施
- (6) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
 - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力
- (7) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資

3－2－4 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3章 情報活動 【防災危機管理課】

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

3-3-1 情報活動の強化

1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- (1) 市町は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

- (2) 県は、市町、関係機関等から情報を収集するとともに、自らも消防防災ヘリコプターによる偵察やヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ、高所監視カメラ等による画像情報等により、概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体へ連絡する。なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

なお、県警察は、直ちに概括的な被害状況を把握及び評価し、警察庁及び中国四国管区警察局四国警察支局に報告する。

2 情報活動における連携強化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と市町災害対策本部の各相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- (2) 情報活動の連携強化のため警察署は、必要に応じて地方本部及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて市町災害対策本部に職員を派遣する。

3 報道機関との情報活動の連携

日本放送協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ及び株式会社エフエム愛媛は、災害対策基本法に基づき、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定により正確、迅速な情報の伝達を行う。

4 国の非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）との連携

非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）に対する報告、要請等は、県災害対策本部においてとりまとめて実施する。

また、非常災害現地対策本部（又は緊急災害現地対策本部）が設置された場合には、県災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。

5 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町長に、また市町長は、松山地方気象台、県（防災危機管理課）その他の関係機関に通報しなければならない。

3－3－2 災害情報等の収集連絡

1 県の活動

(1) 地震情報等の受理・伝達・周知

ア 国（気象庁）から伝達される津波情報、気象情報、警報等は、県災害対策本部又は県災害警戒本部（災害対策本部又は災害警戒本部設置前においては防災危機管理課）で受理する。

イ 各市町及び各防災関係機関に対する津波情報等の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段で行う。

ウ 一般県民に対する情報の伝達は、県のホームページのほか、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。また、県の防災メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、ソーシャルメディアなど多様な手段による情報伝達にも努める。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関し、収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

なお、被害状況を早期に把握するため、消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ、震度情報ネットワークシステム、潮位観測システム、四国地方整備局からの映像情報等の活用に努める。また、県災害情報システムによる情報共有機能の強化にも努める。

ア 被害状況

イ 火災の発生状況と延焼拡大状況

ウ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況及び災害対策本部設置状況

エ 交通規制等道路交通状況

オ ガス、水道、電気、電話等ライフライン関連施設の状況

カ 住民の避難状況

キ 県が実施する応急対策の活動状況

ク 自衛隊活動状況

ケ 緊急等輸送実施状況

コ 後方医療機関の活動状況

サ その他

2 市町の活動

(1) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される津波に関する情報等は、市町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、防災メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、市町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

ア 被害状況

イ 避難指示又は避難の対象とする地域の設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

3 防災関係機関

- (1) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から伝達される津波に関する情報等の受理については、あらかじめ受信方法や受領者等を定めておく。
- (2) 収集すべき情報の主なものは、次のとおりである。
 - ア 被害状況
 - イ 災害応急対策実施状況
 - ウ 復旧見込等

3－3－3 情報の収集

1 県の活動

- (1) 多様な通信手段の使用

情報の収集は、県防災通信システム（地上系・衛星系）、衛星携帯電話、衛星インターネット、県災害情報システム等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。
- (2) 職員派遣等による収集
 - ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）及び地方本部は、関係機関を通じ市町の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行うほか、被災市町の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、より適切な対応を行うため、管理職を含む班を市町に派遣する。また、この際、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意する。
 - イ 地方本部構成機関についても、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況等に関する情報の収集に努め、所属地方本部又は支部及び関係部局へ連絡する。
 - ウ 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾及び漁港等の被害状況の情報を収集する。

なお、職員の派遣が困難な場合は、建設業協会等に対して別に定める協定等に基づき、公共土木施設等の被害状況の情報の収集を要請する。
- (3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において津波が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。
- (4) 防災関係機関からの収集

防災関係機関から県防災通信システム（地上系）、専用回線、県災害情報システムにより被害情報の収集を行う。

2 市町の活動

- 市町災害対策本部は、防災行政無線（同報系） 消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。
- (1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
 - (2) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体のほか自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等から直ちに市町長に通報がなされるよう市町地域防災計画において体制を整えておく。
 - (3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において津波が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。
 - (4) 県への応援要請

被害が甚大な市町において、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必

要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と充分連絡をとる。

3 ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害が予想される場合、県、県警察、自衛隊、第六管区海上保安本部及びヘリコプターを所有する各機関は、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を県災害対策本部（県災害警戒本部）に通報する。

- (1) 火災発生場所、延焼の状況
- (2) 津波等の発生状況
- (3) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (4) 建築物の被害状況（概略）
- (5) 公共機関及び施設の被害状況
- (6) 住民の動静、その他

3－3－4 情報の伝達

県と市町の間の情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

内閣総理大臣官邸及び緊急災害対策本部等と直接通信連絡を行う必要がある場合には、中央防災無線を用いる。

また、県民に広く伝達する場合は、情報を報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に提供し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて周知徹底を図るとともに、県の防災メール、緊急速報メール、ソーシャルメディアなど多様な手段による情報伝達にも努める。

市町は、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、防災メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

3－3－5 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

県及び市町等の防災関係機関は、災害報告のため、あらかじめ報告責任者を定めておく。

2 県の活動

(1) 国（総務省消防庁経由）及び防災関係機関に対する報告・要請

ア 国（総務省消防庁）に対する被害状況及び講じた措置の報告並びに必要な措置の要請は、県災害対策本部（県災害警戒本部）より消防防災無線電話等により行う
また、防災関係機関に対し災害対策本部から必要な措置の要請を行う。

イ 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりである。

(ア) 災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ウ) (ア) 及び (イ) に定める災害になるおそれのある災害

(エ) 地震が発生し県内で震度4以上を記録したもの

なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告する

また、第一報は、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で行うとともに、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化に

応じ、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行う。

(消防庁への報告先)

回線別	区分	平日（9:30～18:15）	左記以外
		総務省消防庁広域応援室	総務省消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	63-90-49013	63-90-49102
	FAX	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信	電話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
ネットワーク	FAX	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

ウ 県災害対策本部統括司令部（災害警戒本部災害警戒室）は、各対策部、各地方本部（支部）及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報する。

(2) 各対策部の活動

各対策部は、部内各班で収集した情報を、「中間報告・最終報告様式」にとりまとめ、統括司令部（災害警戒室）に通知する。また、必要に応じて、収集した情報を各班に関係する指定地方行政機関に通報する。

(3) 各地方本部・支部の活動

ア 地方本部長（支部長）は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集に当たらせるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努める。

イ 地方本部長（支部長）は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。

ウ 地方本部長（支部長）は、管内市町長からの災害即報を「中間報告・最終報告様式」によりとりまとめ、直ちに県本部に対し報告する。

3 市町の活動

(1) 市町災害対策本部は、被害状況のほか要請事項や市町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市町の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町は第一報後も引き続き報告を行う。

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。また、報告に当たっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告する。

- (ア) 市町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- (イ) 市町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 避難指示の発令を行ったとき。

4 大規模災害時における市町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、市町における行政機能について、チェックリスト作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、県及び市町は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

なお、県から総務省市町村課へは、FAXにより報告するものとする。

総務省市町村課 FAX 03-5253-5592

5 防災関係機関の活動

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、被害の状況を県及び他の関係機関に対し通報する。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧が完了したときには、直ちに、県災害対策本部（県災害警戒本部）へ通報する。

6 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

第4章 広報活動 【防災危機管理課、広報広聴課】

県は、津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、県民や地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

3-4-1 県の活動

1 広報事項

津波の規模、態様に応じて、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、次の事項を主として広報を実施する。ただし、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と連携を密にして、適切に行う。

- (1) 災害対策本部（災害警戒本部）の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (7) 流言飛語防止等の県民への呼びかけ
- (8) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (9) 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信
- (10) 災害復旧の見込み

2 広報実施方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にして次の方法によるものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効な方法とみられる方法による。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行う。

- (1) 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。
なお、甚大な被害が発生し、災害対策本部（災害警戒本部）を設置した場合においては、必要に応じて記者発表を行うなど、一元的に実施する。
- (2) 一般広報
 - ア 広報紙（臨時を含む）等による広報
 - イ 県提供のテレビ等の広報番組を活用した広報
 - ウ 広報車（広報設備のある車両）等（航空機、ヘリコプター等を含む）による広報
 - エ 市町等の広報体制を活用した広報等
 - オ 相談窓口等の設置
 - カ 県のホームページ等を活用した広報
- (3) その他適当な方法
その他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

3 市町からの広報要請の処理

市町から広報の要請を受けた場合には、報道機関等の協力を得てこれを実施する。

4 県民からの問い合わせ等の処理

復旧状況等の問い合わせに対応するため、地方局総務県民課に窓口を設置する。

5 報道機関からの災害記録写真の収集

災害対策本部（災害警戒本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて、提供を依頼する。

6 国会、中央省庁等に対する広報

災害対策本部（災害警戒本部）は、災害の規模により、国会、中央省庁等に対して広報する必要があると認めた場合は、東京事務所を通じ、直接災害情報資料を提供して広報に努める。

3－4－2 市町の活動

1 広報事項

市町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

主な広報事項は次のとおりである。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 避難指示の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

2 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線（同報系）、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙やチラシの掲示、配布
- (5) 広域避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）、携帯電話等を活用した情報提供

3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

3－4－3 関係機関の活動

1 広報事項

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、次の事項について災害の状況に応じ適宜適切な災害広報を実施する。

- (1) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）及び鉄道、道路等の被害状況
- (2) 災害応急対策状況及び復旧見込

2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。

この場合、県及び市町との連携を密にする。

3－4－4 県民が必要な情報を入手する方法

県民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

1 情報源と主な情報内容

- (1) ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ、SNS等）、CATV
知事、市町長の放送要請事項、津波警報等の地震情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線（同報系）IP告知端末、コミュニティFM、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
主として市町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じての連絡
主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン等
津波警報、火災発生の通報
- (5) 県や市町のホームページ
各種警報、避難指示の発令状況、被害情報、道路情報等

3－4－5 広聴活動

県、市町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

3－4－6 安否情報の提供

県及び市町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第5章 避難活動 【防災危機管理課、観光国際課】

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市町等は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

3-5-1 避難指示

津波警報等が発表された場合は、迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等の観光客、船舶等に伝達するとともに、速やかに的確な避難指示を発令し、危険な地域からの一刻も早い避難行動を促す。

また、津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

なお、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難指示の基準

(1) 市町長

市町の区域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

(2) 警察官又は海上保安官

市町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市町長から要請があったときは、住民に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町長に通知する。

(3) 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示の発令をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講じる。

2 避難指示の内容

避難指示の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

(1) 要避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難理由

(4) 避難経路

(5) 避難時の服装、携行品

(6) 避難行動における注意事項

3 避難指示の伝達方法

避難指示の発令を行った場合、市町は対象地域の住民に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、コミュニティFM（防災ラジオ）、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、避難指示の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。

さらに、市町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

なお、市町長はこれらの指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

- ア 市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
 - イ 警察官又は海上保安官は市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市町長に通知する。
 - ウ 知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
 - エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市町長に通知する。
- (2) 規制の内容及び実施方法
- ア 市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。
 - イ 市町長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

5 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を失すことなく避難指示が発令されるよう、テレビ会議等を活用して市町に積極的に助言する。

さらに、市町は、避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3-5-2 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自動的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

- ア 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定められた避難場所へ避難する。
- イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。
- ウ 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。
- エ 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- オ 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、指定避難所等へ避難する。

3-5-3 避難道路の確保

市町は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

3-5-4 指定避難所等の設置及び避難生活

1 基本方針

市町は受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所等を設置するとともに、自主防災組織及び避難所等の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置

を講じる。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

市町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

県及び市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

また、県及び市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

2 市町の活動

(1) 指定避難所の開設

市町は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

市町は、「市町地域防災計画」に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(ア) 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

① 学校、体育館、公民館等の公共建築物

② あらかじめ協定した民間の建築物

③ 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(ウ) 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。

(オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

(3) 設置期間

市町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 指定避難所等の運営

- ア 市町は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかかるないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- イ 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ウ 避難生活の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。
- エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど自動的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- オ 市町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- カ 市町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- ク 市町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物の受け入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ケ 市町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- コ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りが起きないよう配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
- サ 市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・D Vの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- シ 市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- ス 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症） 生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- セ 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サ

ービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

ソ 市町は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

3 県の活動

県災害対策本部（県災害警戒本部）は、市町の報告により、指定避難所等の開設状況を把握しておくとともに、男女のニーズの違いに配慮しながら、必要に応じて野外収容施設の資機材の調達や設置、緊急援護物資の供給に当たるほか、外国人の避難状況等を踏まえ、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携し、外国人支援のための多言語による情報発信や相談対応、通訳ボランティアの派遣等を行う。

また、被害の様相が深刻で、被災市町に避難所を設置することができないとき、又は市町に適当な建物若しくは場所がない場合、県は関係市町と協議し、隣接市町に被災住民の受入れを委託するほか、隣接市町の建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。

指定避難所等に受け入れられた被災者のうち、住家が滅失して他に居住する住家がなく、自己の資力では新たに住宅を確保することができない者に対しては、県が応急仮設住宅を設置し供与する。

さらに、県は、災害の規模、被災者の避難や受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び避難所、応急住宅等への受入れの必要があると判断した場合には、四国4県、中四国9県及び全国都道府県との広域応援協定に基づき各県に支援を要請するほか、必要に応じて国に支援を要請し、国が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

3－5－5 指定避難所等への市町職員等の配置

市町が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

3－5－6 指定避難所等における市町職員等の役割

1 市町職員

指定避難所等に配置された市町職員は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- (1) 被災者の受入れ
- (2) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (3) 被災者に対する生活必需品の供給
- (4) 負傷者に対する医療救護
- (5) 津波・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- (6) 避難した者の掌握
- (7) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受入れ

2 指定避難所等の所有者又は管理者

市町が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

3－5－7 広域避難

市町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力

(施設数、施設概要等) 等、広域避難について国に助言を求める。また、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

市町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県、市町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

県、市町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとり合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

3－5－8 避難状況の報告

市町災害対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、県災害対策本部又は県災害警戒本部（地方本部又は支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部又は県災害警戒本部に依頼する。

第6章 緊急輸送活動

【防災危機管理課、消防防災安全課、交通政策室、産業政策課、経営支援課、漁港課、港湾海岸課、道路維持課、四国運輸局、自衛隊】

緊急輸送は、県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は災害時における応援協定を締結している各県に協力を要請する。

3-6-1 実施機関

被災者や災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行う。ただし、実施機関において処理できないときは、市町災害対策本部にあっては、県地方本部又は支部を通じ、車両、その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し応援等の要請を行う。要請を受けた県災害対策本部（県災害警戒本部）は、関係機関に連絡して処置する。

3-6-2 県の活動

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産） 救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他知事が必要と認めるもの

2 緊急輸送の段階別対応

(1) 第一段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に次の輸送を行う。

- ア 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 災害の拡大を防止するための人員及び資機材
- エ ヘリコプターの燃料

(2) 第二段階（被災後1日～6日程度の間）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行う。

- ア 第一段階の輸送の続行
- イ 緊急処置を必要とする患者等
- ウ 食料等生命の維持に必要な緊急物資
- エ 輸送路確保のための必要な人員及び資機材
- オ 旅行者等

(3) 第三段階（被災後7日間程度以降）

陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施する。なお陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続する。

- ア 災害復旧に必要な人員、資機材
- イ 生活必需品

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立し、緊急輸送計画を作成する。

(1) 陸上輸送体制

ア 陸上輸送路の確保

(ア) 道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）と警察及び自衛隊は、連携して、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、災害対策本部に連絡する。

(イ) 災害対策本部長（災害警戒本部長）は、道路施設被害等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

(ウ) 道路管理者等と警察及び自衛隊は、連携して選定された緊急輸送ルートの確保に努める。

(エ) あらかじめ指定している緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替道路の設定等を実施する。

イ 輸送手段の確保

災害発生に伴い、県が緊急に自動車等の必要が生じた場合は、自衛隊、四国運輸局愛媛運輸支局及び防災関係機関等の協力を得て、調達、あっせんをする。

ウ 協力機関

(ア) 愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会

愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、被災者移送等の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき乗合乗用自動車等の供給に協力する。

(イ) 愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、災害時に被災者、物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき貨物自動車等の供給に協力する。

(ウ) 愛媛県レンタカー協会

愛媛県レンタカー協会は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、災害時に応急対策実施のために自動車等の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき自動車等の供給に協力する

(エ) 鉄道会社

鉄道会社は、災害時に被災者、救援物資並びに復旧用資機材等の運送の必要が生じたときは、県の要請に基づき、車両等の供給に協力する。

エ 集積所及び要員の確保

(ア) 地方本部（支部） 市町ごとの物資集積場所は緊急輸送計画により別に定める。

(イ) 物資拠点施設として民間施設の利用を図り、物資の集積配分業務を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している愛媛県トラック協会や倉庫業者へ物流専門家の派遣を要請するとともに、必要に応じ物資の集積場所に県職員を派遣する。

(ウ) 大規模災害時には、あらかじめ指定した広域防災拠点に県外からの物資集積を図り、各市町の物資集積場所への中継を行うため、県は広域物資輸送拠点（物資拠点）を、市町は地域内輸送拠点（物資集積場所）を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

また、訓練を通じて保管・搬出管理等の実効性を高めるものとする。

(エ) 県内の物資拠点の利用が困難な場合及び県内外の被災状況等に鑑みて、県外の物資拠点を利用することが適当と認められる場合には、国又は災害時応援協定を締結している各県の協力を得て、県外に物資拠点を設ける。

(オ) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(2) 海上輸送体制

ア 海上輸送路の確保

(ア) 港湾及び漁港の管理者、市町、自衛隊並びに海上保安部等は、連携して利用可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、災害対策本部（災害警戒本部）に連絡する。

(イ) 災害対策本部長（災害警戒本部長）は、港湾施設の被害等の情報に基づき海上輸送ルートを定める。

(ウ) 港湾及び漁港の管理者、自衛隊並びに海上保安部は、連携して定められた海上輸送ルートの確保に努める。

イ 輸送手段の確保

災害発生に伴い、県が緊急に船舶等の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部、四国運輸局愛媛運輸支局及び防災関係機関等の協力を得て、調達、あっせんをする。

ウ 協力機関

(ア) 愛媛県旅客船協会

愛媛県旅客船協会は、災害時に被災者、救援物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき、旅客船等の供給に協力する。

(イ) 愛媛内航海運組合連合会及び日本内航海運組合総連合会

愛媛内航海運組合連合会及び日本内航海運組合総連合会は、災害時に救援物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき、貨物船等の供給に協力する。

(ウ) 愛媛県水難救済会

愛媛県水難救済会は、災害時に、県との間に締結した協定に基づき、同会会員の保有する船舶を活用して被災者や救援物資等の緊急輸送を実施することにより、円滑な応急・復旧対応に協力する。

エ 集積場所及び要員の確保

(ア) 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

(イ) 物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じ物資の集積場所に県職員を派遣する。

(3) 航空輸送体制

ア 航空輸送施設の確保

(ア) 災害対策本部（災害警戒本部）は、航空緊急輸送計画を作成するため、自衛隊に要請し松山駐屯地の利用可能状況を把握する。

(イ) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポート及び飛行場外離着陸場で行うことを原則とする。

(ウ) 地方本部（支部）又は消防防災航空隊は、市町を通じ、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部（災害警戒本部）に報告する。

(エ) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

イ 輸送の手段

緊急輸送は、自衛隊等の協力を得て次の航空機により行う。

(ア) 自衛隊の航空機

(イ) 県及び県警察のヘリコプター

ウ 集積場所及び要員の確保

自衛隊との事前の協議に基づき、松山駐屯地内に集積場所を設けるとともに、必要に応じ、連絡調整に当るため、県職員を派遣する。

(4) 燃料確保対策

ア 自動車、船舶の燃料

(ア) 県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ民間事業者等と締結した協定等に基づき確保に努める。

(イ) 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

イ 航空機の燃料

県の所有する消防防災ヘリコプター及び他県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

(5) 輸送の調整等

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部（災害警戒本部）内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、防災関係機関等と連携して調整を行う。

また、航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、D M A T都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、必要に応じ、政府本部又は官邸対策室等

との連携の下、航空機運用総合調整システム（F O C S）を活用する。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るために、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

3－6－3 従事命令等による輸送の確保

1 従事命令

知事は、災害応急対策上必要な資機材等を緊急に輸送する必要があると認める場合は、災害対策基本法第71条による従事命令を執行して輸送業者を輸送業務に従事させ、輸送の万全を期する。

2 災害応急対策必要物資の運送要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに前述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

3 被災者の運送要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに前述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

3－6－4 市町及び関係機関の活動

1 市町

災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、原則として市町が行う。

- (1) 市町は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にして、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し調達、あっせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準じる。
- (4) 市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (5) 市町は孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

2 防災関係機関

- (1) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれを行うも

- のとするが、特に必要な場合は、県災害対策本部（県災害警戒本部）に必要な措置を要請する。
- (2) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

3 四国運輸局の緊急輸送

四国運輸局愛媛運輸支局は、緊急輸送の要請を受けた場合、関係協会及び支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで速やかに関係事業者に出動できるよう体制を整えさせる。

第7章 交通応急対策活動

【防災危機管理課、交通政策室、漁港課、港湾海岸課、道路建設課、道路維持課、県警本部、四国地方整備局、第六管区海上保安本部、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

津波被害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、作業員の安全を確保した上で、これらの障害物を道路啓開等により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保する。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

3-7-1 陸上交通

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

2 情報の収集

県は、四国地方整備局、市町、自衛隊、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、鉄道事業者等に協力を求め、道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

また、四国地方整備局の光ファイバーネットワークへの接続により情報共有を図る。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (3) 道路管理者等は、その管理する道路について、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被害状況を把握し、作業員の安全を確保した上で道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場

合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- (4) 公安委員会及び道路管理者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
- (5) 道路管理者等は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

4 交通規制の実施

(1) 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、警察本部、各警察署及び道路管理者等は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

- ア 県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。
- イ 公安委員会は、緊急交通路での円滑な交通運行を図るため、交通要所において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- ウ 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- エ 県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- オ 県警察は、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。
- カ 県警察は、交通規制に当たって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との支援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- キ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。
- ク 消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。
- ケ 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 交通規制実施後の広報

公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

5 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者等、公安委員会は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、(一社) 愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行う。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 障害物等の除去及び集積

- ア 路上における著しく大きな障害物等の道路啓開等による除去について、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

- イ アにより除去した障害物は、市町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に

対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に集積する。また、適当な集積場所がない場合は、避難路及び緊急輸送道路以外の道路の路端等に集積する。

(5) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(6) 道路管理者等の措置命令

ア 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずことができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、市町道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

(7) 交通マネジメント

ア 四国地方整備局松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所は、被災状況を踏まえ、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混亂の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント及び交通システムマネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「愛媛県渋滞対策協議会（以下、「協議会」という。）」を開催する。

イ 県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、四国地方整備局松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所に協議会の開催を要請することができる。

ウ 協議会の構成員は、協議会において協議・調整を図った交通マネジメント施策を協力して実施する。

エ 協議会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

6 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であるとの確認を求めるものとする。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用

者に対し災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事務

- ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対しては防災危機管理課、公安委員会に対しては、警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。
- イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

7 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ、崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

3-7-2 海上交通

1 情報の収集

県は、運輸局、海上保安部、四国地方整備局、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾・漁港施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。

2 海上交通の規制

- (1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。
- (3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

3 海上交通確保の措置

(1) 海上交通の整理

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連携し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

(2) 緊急確保航路等の啓開

四国地方整備局は、瀬戸内海に係る緊急確保航路及び開発保全航路の航路啓開を行う。

(3) 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講じる。

(4) 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱の規制、火災・海難等への適切な措置を講じる。

(5) 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置する等船舶交通の安全を確保する。

(6) 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流出したときは速やかに復旧に努める他必要な応急措置を講じる。

(7) 海上自衛隊等に対する支援要請

知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安部に対し応援を要請する。

第8章 災害拡大防止活動

【防災危機管理課、消防防災安全課、河川課、都市計画課、建築住宅課、保健体育課、県警本部】

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、県、市町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

3-8-1 消防活動

1 消防活動の基本方針

津波に伴う火災は、津波の大きさ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に止めるため、市町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(4) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(5) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(6) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(7) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(8) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (ア) 災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (イ) 災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急性に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (エ) 災害時は道路交通確保が困難なため、消防署（所） 消防団詰所、警察署（交番、駐在所）、町内会事務所等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、津波災害が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下にはいり、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

イ 出火防止活動

津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たる。

ウ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

エ 避難誘導

避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

オ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 事業所の活動

- (1) 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置
 - ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- (2) 災害拡大防止措置
危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
 - ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
 - イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
 - ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

- (1) 初期消火活動
近隣で津波による火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。
- (2) 消防隊への協力
消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

5 県民の活動

近隣で津波による火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

3-8-2 水防活動

地震による津波に対する水防活動は、次のとおりとする。

なお、水防活動のための水防組織については、県及び市町の水防計画の定めによる。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し、避難のため立退きを指示することができる。
なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- (2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報

- (1) 水門、閘門等の管理者は水防上必要な津波等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、津波等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の操作責任者は、津波警報等が発表された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- (4) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

3 水防作業の安全確保

水防作業時には、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達予想時刻等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 水防活動の応援要請

(1) 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

(2) 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求める。

(3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 23 条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。

イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定める。

(4) 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊松山駐屯地司令に災害派遣を要請する。

3－8－3 人命救助活動

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。
- (4) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- (5) 市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (6) 自主防災組織や事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (7) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 県の活動

知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講じる。

- (1) 県職員を派遣し救出活動を支援する。
- (2) 他の市町長に対し応援を指示する。
- (3) 自衛隊に対し支援を要請する。
- (4) 海上保安部に対し支援を要請する。
- (5) 救出活動の総合調整を行う。

3 県警察の活動

県警察は、被害状況に応じて警察官を派遣し、災害警備用装備資機材を活用して負傷者等の救出活動に当たる。

4 市町の活動

- (1) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (2) 市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を

派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

- (4) 市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

5 消防機関の活動

震災時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、消防本部及び消防団は、住民の協力を確保するとともに、郡医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動に当たる。

また、市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

6 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

市町長や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ…………崖崩れ、地すべり

(ウ) 海岸地域……………津波

イ 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であることから、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

7 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市町や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

8 自衛隊の活動

県の要請に基づき救出活動を実施する。

9 海上保安部の活動

海上保安庁は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は必要に応じ、又は政府本部の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援する。

3－8－4 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からぬことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所を指定する市町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

3－8－5 被災宅地に対する危険度判定の実施

津波により宅地が被害を受けたときは、その後の地震活動等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 県及び市町は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 県は、市町の活動の支援に努め、必要に応じて国及び他県に対して判定士の派遣を要請する。
- (3) 県民は、自らの生命及び財産を守るために、被災宅地等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

3－8－6 帰宅困難者への対応

県、市町及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 県及び市町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 県及び市町は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第9章 災害救助法の適用 【保健福祉課】

県は、大規模災害が発生するおそれがあり、又は災害による被害の規模が一定以上となった場合、災害救助法を適用し、災害救助法に基づく救助を実施する。

災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市町はその補助機関として活動に当たるが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町長に委任する。

3-9-1 災害救助法の適用基準

1 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町の区域を単位に実施する。

2 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施する。

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 住家が滅失した世帯数が、当該市町の区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること。

市町の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	40〃
15,000〃	50〃
30,000〃	60〃
50,000〃	80〃
100,000〃	100〃
300,000〃	150〃

イ 愛媛県の区域内で住家が滅失した世帯数が、1,500世帯以上であって当該市町の区域内の住家が滅失した世帯数が次の世帯数の数以上であること。

市町の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上	20〃
15,000〃	25〃
30,000〃	30〃
50,000〃	40〃
100,000〃	50〃
300,000〃	75〃

市町別人口とア及びイを適用する滅失世帯数

市町名	人口	ア適用世帯数	イ適用世帯数	市町名	人口	①適用世帯数	②適用世帯数
松山市	511,192	150	75	東温市	33,903	60	30
今治市	151,672	100	50	上島町	6,509	40	20
宇和島市	70,809	80	40	久万高原町	7,404	40	20
八幡浜市	31,987	60	30	松前町	29,630	50	25
新居浜市	115,938	100	50	砥部町	20,480	50	25
西条市	104,791	100	50	内子町	15,322	50	25
大洲市	40,575	60	30	伊方町	8,397	40	20

伊予市	35,133	60	30	松野町	3,674	30	15
四国中央市	82,754	80	40	鬼北町	9,682	40	20
西予市	35,388	60	30	愛南町	19,601	50	25

注 人口は令和2年10月1日国勢調査による。

ウ 住家の滅失した世帯の数が県内合計で7,000世帯以上であって、当該市町において多数の住家が滅失したこと。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

※内閣府令に定める特別の事情

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。

※内閣府令で定める基準

ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とするこ

3-9-2 被災世帯の算定基準

1 滅失世帯の算定方法

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失した世帯は1とする。
- (2) 住家が半壊、半焼した世帯は1／2とする。
- (3) 住家が床上浸水した世帯は1／3とする。

2 住家の滅失等の認定基準

(1) 全壊、全焼、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 半壊、半焼

住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 床上浸水

(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となったもの。

3-9-3 活動計画

1 市町の活動

市町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、当該市町長は、ただちにその旨を県災害対策本部各地方本部を通じ、知事に報告するとともに、災害

救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。

2 県の活動

- (1) 災害救助法適用の要請を受けた知事は、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町長に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣あて報告する。
- (2) 災害救助法を適用するときは、市町を単位として指定し、公示する。災害救助法による救助を終了するときも同様にその旨を公示する。

3－9－4 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は知事が実施し、市町長は補助機関として活動に当たるが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

なお、市町長への委任に当たって、知事は、災害ごとに救助の事務の内容及び期間を市町長に通知して行う。

県から市町長への事務委任は以下の考え方により行う。

市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施機関	担当する救助事務
市町長 (原則県から委任)	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産（救護所における活動） 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の搜索及び処理 10 障害物の除去
県知事 (原則県が実施)	1 応急仮設住宅の供与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市町が業務を実施。市町は補助機関として業務に当たる。 2 医療及び助産（DMATの派遣など）

3－9－5 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間

災害救助法による救助の対象、費用の限度額及び期間等は、内閣総理大臣が定める基準により救助の種類に応じて、知事が定める。

第10章 地域への救援活動

【防災危機管理課、消防防災安全課、交通政策室、県民生活課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、業務衛生課、経営支援課、農産園芸課、都市整備課、建築住宅課、県立病院課、県警本部、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県栄養士会、公益社団法人愛媛県柔道整復師会、愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会、公益社団法人愛媛県獣医師会】

津波災害においては、津波に家屋が流されるなど、切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがある。

このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため、県、市町、自主防災組織、県民等は、食糧や生活必需品、応急住宅等の確保、医療活動等を積極的に行う。

3-10-1 物資の確保・供給

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても物資等が提供されるよう努める。

県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 県の活動

- (1) 知事は、市町から緊急物資の調達又はあっせんの要請があったときは、県が備蓄する緊急援護物資の供給を行う。また、被災市町からの要求を待っていては被災市町における救難・救助等の応急措置に支障を来すおそれがあると認められる場合などは、市町の被災状況等に応じ適切にプッシュ型の物資等の供給の要否を判断する。
- (2) 緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な物資について、企業や民間団体との応援協定などにより調達又はあっせんに努める。
- (3) 緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ協定を締結した緊急物資保有者とする。これによつても不足するときは、県内の他の緊急物資保有者又は県外の緊急物資保有者から調達する。
- (4) 緊急物資の輸送は事情の許す限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。
- (5) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて協定を締結した緊急物資保有者の緊急物資在庫量の把握を行う。
- (6) 市町の備蓄量を確認するとともに、必要に応じ市町間のあっせん調整を行う。
- (7) 知事は、自ら調達が困難な緊急物資について、国に対し調達又はあっせんを要請する。
- (8) 必要に応じ保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講じる。
- (9) 知事は、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき、緊急物資等の提供及びあっせんを要請する。

2 市町の活動

- (1) 食料や生活必需品の非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。
- (2) 市町は、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達するほか、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。
 - ア 調達又はあっせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項
- (3) 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- (4) 指定避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設けるほか、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
- (5) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は、市町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織は必要に応じ炊き出しを行う。

4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部が備蓄している非常災害用救援物資を、あらかじめ定められた配分基準により、速やかに市町を通じ被災者に分配する。

5 政府所有米穀の調達活動

県は、災害救助法が適用された場合において、市町からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に連絡及び要請書を提出する。市町が直接、農産局長に連絡・要請した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

3－10－2 飲料水の確保・供給

1 県の活動

- (1) 県は、市町から飲料水の供給・調達について要請があったときは、民間企業との間に締結した協定に基づき調達の要請を行うとともに、隣接市町や広域応援協定締結県、自衛隊、国に対し協力要請する。
- (2) 県は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは広域応援協定締結県又は国に対し調達の要請を行う。
- (3) 災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示・指導を行う。

2 市町の活動

- (1) 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水車等により応急給水を行う。
- (2) 市町は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達あっせんを要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所

- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (3) 自己努力により飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。
- (4) 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リッルを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 地震発生後3日間は、県民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (4) 市町が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

3-10-3 燃料の確保

1 県の活動

- (1) 県は、市町から炊き出しに必要な器具やガス等の燃料の要請があったときは、市町間の調整を行い、器具の確保については、大規模小売業者との間に締結した協定に基づき、要請を行う。ただし、特に緊急の場合は、必要に応じ、これらの大規模小売店以外の被災地直近の小売店及び卸売店等に対し協力を要請する。
また、ガスについては、(一社) 愛媛県LPGガス協会に対し、災害時における生活必需物資等の緊急放出に関し協力を要請する。
- (2) 県は、県の行政庁舎、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。
- (3) 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

2 市町の活動

- (1) 市町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行う。
また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。
 - ア 必要なプロパンガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び個数
- (2) 市町は、市町の行政庁舎、指定避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

3 県民及び自主防災組織の活動

地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

3-10-4 医療救護活動

1 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 県、市町、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護（助産を含む。以下同じ。）を行う。
- (3) 市町は、当該域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市町の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- (5) 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、

地域の関係機関との調整を行う。

- (6) 県、市町は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- (8) 県は、災害時小児周産期リエゾンの養成に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行う。
- (9) 県は、保健医療福祉調整本部会議を適宜開催し、保健医療福祉活動における情報共有等を行うものとする。

2 情報の収集・提供

- (1) 県及び災害医療コーディネータは、市町、消防機関、警察、県医師会等との連携のもと以下について情報収集を行い、市町等は県等への情報提供に努める。
 - ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
 - イ 指定避難所、救護所等の設置状況
 - ウ 指定避難所、救護所等における医療ニーズ
 - エ 医薬品等医療資機材の需給状況
 - オ 医療施設、救護所等への交通状況
 - カ その他参考となる事項
- (2) 被災地の保健所は、必要に応じて医療施設、指定避難所、救護所等へ職員を派遣して情報収集を行い、県へ報告する。
- (3) 県及び災害医療コーディネータは、広域災害・救急医療情報システムを活用して、支援を必要とする医療機関及び支援が可能な医療機関についての情報収集を行い、医療機関は県等への情報提供に努める。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療救護に関して把握した情報を関係機関に提供するとともに、必要に応じて国への報告を行う。

3 救護所等における活動

- (1) 救護所
 - ア 市町は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置し、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づく救護班の派遣要請を行うなどにより、救護班を確保する。
 - イ 救護所での医療活動は、市町の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。
 - ウ 救護所において救護班は次の業務を行う。
 - (ア) 傷病者の傷病の程度判定
 - (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (エ) 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
 - (オ) 助産活動
 - (カ) 死体の検案
 - (キ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への収容状況等の報告
- (2) 被災地域内の医療機関
 - ア 病院建築物、医療設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。
 - イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市町に支援を要請する。
 - ウ 市町からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市町が設置する救護所へ派遣する。
 - エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。
 - オ 被災地域内の医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災

状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

カ 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、県知事との協定に基づき、災害派遣医療チーム（D M A T）・災害派遣精神医療チーム（D P A T）・災害支援ナース・救護班を派遣するよう努める。

(3) 救護病院等

ア 救護所へ救護班を派遣し、必要に応じて保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（D M A T）、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、薬剤師チーム、看護師チーム（災害支援ナースを含む）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下、同様。）の受入れ等を行う。

イ 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受け入れ、次の活動を行う。

(ア) 重症者及び中等症者の収容と処置

(イ) 助産

(ウ) 死体の検案

(エ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への収容状況等の報告

(オ) 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配

(カ) その他必要な活動

ウ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

(4) 災害（基幹）拠点病院（災害拠点精神科病院を含む）

ア 救護所へ救護班を派遣する。

イ 被災地等に救護班や災害派遣医療チーム等（D M A T、D P A T、その他の災害対策に係る医療活動を行うチームをいう。以下、同様。）を派遣するとともに、他県等から派遣された救護班や災害派遣医療チーム等の活動拠点として、救護班や災害派遣医療チーム等の受入れ・派遣調整等を行う。

ウ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受け入れ、救護病院等と同様の活動を行う。

エ 広域災害・救急医療情報システムの活用により、被災地域の医療機関に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。

オ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネータと一体的に活動を行う。

(5) 三次救急医療施設

災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受け入れ、救命医療の提供を行う。

4 県の活動

- (1) 市町から救護班の派遣要請があったとき、又は自ら必要と判断したときは、県立病院職員で構成する救護班、災害派遣医療チーム等派遣するとともに、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会、愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師会、愛媛県看護協会、愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会、公的医療機関、旧国立医療機関、民間医療機関等からの医療チーム等に対して、救護班等の派遣に係る協力要請を行う。また、必要に応じて他県又は国に対し救護班や保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (2) 災害（基幹）拠点病院や日本赤十字社愛媛県支部、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会等で構成する調整会議を開催し、被災地域内の医療ニーズや医療救護の実施状況等に係る情報共有を行うとともに、県外からの救護班や保健医療活動チームの受入れ・派遣調整・活動場所・参集拠点等をはじめとした医療救護の実施に係る各種要請や調整等を行う。
- (3) 被害状況の推移に応じて、被災地の救護所、救護病院等で医療救護ができないときは、他の二次医療圏の救護病院等、災害（基幹）拠点病院への収容のため必要な調整を行う。また、必要に応じて他県又は国に対して傷病者の受入れを要請する。
- (4) 被災地において医療救護活動を行う人材の確保が必要なときは、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会その他関係団体に対して災害医療ボランティアのあっせんを依頼する。
- (5) 救護班その他の医療救護を行う者が、道路の損壊等のため被災地域へ移動手段を自ら確保することが困難なときは、緊急輸送活動として必要な措置を講じる。
- (6) 市町から医薬品等の供給・調達について要請があったときは、必要に応じて県が備蓄する緊急援護物資を供給するほか、愛媛県赤十字血液センター及び協定を締結した愛媛県薬事振興会加盟の薬事関係団体等から調達を行う。

- (7) 災害の規模、発生地域の状況、避難の期間等を勘案のうえ、必要に応じて、薬剤師会等の関係団体の協力の下、医薬品等の集積場所を設置し集積及び配分を行う。
- (8) 難病患者等が継続して医療を受けられるよう、市町及び関係医療機関と連携し、必要な調整を行う。
- (9) ライフラインの早期復旧が必要な医療機関の状況を把握し、水道、電気、ガス等関係事業者に対し、ライフラインの確保について協力を要請する。
- (10) 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと一緒に、次の活動を行う。
 - ア 被災地域及びその周辺の医療機関の医療提供機能を確認し、医療機関、医師会、市町、県等に対して、患者の受け入れ等に関する情報を提供し、協力を要請を行う
 - イ 圏域内の医療機関や医師会等の関係団体、市町等で構成する地域災害医療対策会議を開催し、地域内の被災情報の伝達と共有、医療救護の実施に係る各種要請や調整等を行う。
 - ウ 他の地域や都道府県から派遣された救護班、保健医療活動チームや災害医療ボランティアに対して、被災地域の状況等の情報を提供するとともに、活動場所（救護所等）の確保等の調整を行う。
 - エ 必要に応じて自ら救護班を編成し、救護所等において医療救護を実施する。
 - オ 市町から要請があったとき、又は自ら必要と判断したときは、被災地に職員を派遣し、市町と連携して救護所・指定避難所等における救護班や保健医療活動チームの受け入れ調整や各種要請、機能評価等を行う。
 - カ 必要に応じて、薬剤師会等の関係団体の協力の下、医薬品等の集積場所を設置し集積及び配分を行う。
 - キ 保健所の指揮調整機能等の強化・確保のため、必要に応じて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の応援を要請するとともに、受け入れ、派遣を調整する。

5 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- (1) 統括コーディネータ
 - ア 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。
 - ウ 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。
- (2) 災害拠点病院コーディネータ
 - ア 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 圏域内における保健医療活動チームの受け入れ及び派遣調整等を行う。
 - ウ 圏域内における医療機関の患者受け入れ及び搬送調整を行う。
 - エ 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
 - オ 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
 - カ 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。
- (3) 公立病院コーディネータ
 - ア 立地市町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 立地市町内における保健医療活動チームの受け入れ及び派遣調整等を行う。
 - ウ 立地市町内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
 - エ 災害拠点病院コーディネータ及び立地市町内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

6 被災地の市町の活動

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- (3) 災害時の医療救護に関する協定に基づき救護班の派遣を要請する。
- (4) 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
- (5) 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- (6) 救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。
- (7) 救護所・指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受け入れ調整や各種要請、

機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。

- (8) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。
- (9) 輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
- (10) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
 - ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
 - イ 必要な救護班数
 - ウ 医療救護活動を必要とする期間
 - エ 派遣場所
 - オ その他必要事項
- (11) 市保健所は、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の活動を行う。
- (12) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

7 被災地外の市町の活動

県からの協力要請に基づき、市町立病院・診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行う。

8 負傷者の搬送

- (1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、市町が行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
- (2) 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を市町に要請する。
- (3) 救護所等から後方医療機関までの搬送は、市町が県及び防災関係機関との連携・支援のもとに実施する。
- (4) 県は、県内の各消防本部その他の防災関係機関と情報交換を図り、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行う。
- (5) 県は、遠隔地へ傷病者を搬送する必要があるとき、又は道路の損壊等のため救急車による搬送が困難なときは、協定等に基づき、ドクターヘリの基地病院、他の都道府県、自衛隊等と調整を行い、ヘリコプターや船艇等による広域的な医療搬送体制を確保する。
- (6) 広域医療搬送を実施する場合、県は、あらかじめ定めた計画に基づき、国や関係機関と連携し、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を「松山空港ビル株式会社」との協定に基づき、松山空港に設置し、運営する。

9 愛媛県医師会等の活動

- (1) 愛媛県医師会
 - ア 県又は市町から援助の要請があったときは、愛媛県医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。
 - イ 救護病院等以外の愛媛県医師会会員の医療機関に収容して救護を行う必要のある場合は、会員の医療機関に協力を要請する。
 - ウ 県、市町又は県警本部から死体検案についての援助要請があったときは、会員に対して協力を要請する。
- (2) 愛媛県歯科医師会
 - ア 県又は市町から援助の要請があったときは、愛媛県歯科医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。
 - イ 愛媛県歯科医師会会員の医療機関に収容して救護を行う必要のある場合は、会員の医療機関に協力を要請する。
 - ウ 県、市町又は県警本部から援助の要請があったときは、身元不明者の確認のため、歯形の調査を行う。
- (3) 愛媛県薬剤師会
 - ア 県又は市町から援助の要請があったときは、薬剤師等を現地に派遣し、救護活動に努める。
 - イ 県から援助の要請があったときは、医薬品等の集積場所の設置に協力するとともに、集積場所に

- 薬剤師等を派遣し、医薬品等の集積及び配分に協力する。
- (4) 愛媛県看護協会
県から援助の要請があったときは、看護師等を現地に派遣し、救護活動に努める。
- (5) 愛媛県栄養士会
県又は市町から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、支援活動に努める。
- (6) 愛媛県柔道整復師会
県から援助の要請があったときは、柔道整復師等を現地に派遣し、支援活動に努める。
- (7) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会
県から援助の要請があったときは、災害リハビリテーション支援チームを現地に派遣し、支援活動に努める。

10 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部の医療活動は、救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者受入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行う。

- (1) 救護班
救護班の編成単位は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名（事務職員、運転手）とする。被災の状況により、必要な救護要員を増員する。
- (2) 救護班の派遣
ア 日本赤十字社愛媛県支部は、県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。
イ 日本赤十字社愛媛県支部の救護班は、医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び死体の処理等の応援を行う。
- (3) 広域応援
ア 日本赤十字社愛媛県支部は、災害の状況に応じ近隣の支部に対し、救護班の派遣を要請する。
イ 日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社に対し、必要に応じ血液製剤の確保及び緊急輸送について援助を要請する。
ウ 日本赤十字社愛媛県支部の救護班及び血液の輸送のため必要があるときは、ヘリポート、輸送車両の確保について県に要請する。
- (4) 後方医療機関への傷病者収容
ア 日本赤十字社愛媛県支部は、負傷者を県外の医療機関に収容する必要のある場合は、日本赤十字社及び近隣の支部に対し、傷病者の受入れを要請する。

11 公的医療機関・旧国立医療機関の活動

- (1) 救護班の派遣
ア 公的医療機関は、県又は市町の派遣の協力要請に基づき、救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。
イ 旧国立医療機関は、県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。
- (2) 傷病者の受入れ
県又は市町から傷病者の受入れについて協力要請があった場合は、協力に努める。

12 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
(2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

3-10-5 下水処理・し尿処理の実施

1 県の活動

- (1) 市町の要請に基づき、市町が行うし尿処理について、必要な助言と市町間の調整を行う。
- (2) 市町の要請に基づき、必要に応じて県が備蓄するポータブルトイレ等緊急援護物資を供給するとともに、民間事業者等の所有する仮設トイレについて、協定に基づき調達あっせんを行う。
- (3) 市町の要請に基づき、浄化槽の緊急点検及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人愛

媛県浄化槽協会に対して協力を要請する。

- (4) 市町の要請に基づき、下水道施設の被害状況調査等について、協定を締結した公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部に対して協力を要請する。また、下水道施設の被災が確認され、市町から支援要請があったときは、速やかに中国・四国ブロック災害時支援連絡会議に連絡し必要な支援要請を行うほか、他県や国に対して、し尿処理の応援を要請する。特に、必要と認めた場合は、被災状況に応じ、市町の要請の有無にかかわらず他県や国に対し応援を要請する。

2 市町の活動

- (1) 下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- (2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握出来るまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- (4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。
- (6) 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団に対し、必要に応じて支援を要請する。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 水洗トイレは市町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市町に連絡するとともに、市町からの指示に従う。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの設置、消毒、管理を行う。

3-10-6 生活系ごみ処理の実施

1 県の活動

- (1) 市町の要請に基づき、市町の行うごみ処理について必要な助言と市町間の調整を行う。
- (2) 市町の要請に基づき、県内外のごみ処理業者等のあっせんを行う。
- (3) 市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。

2 市町の活動

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、ごみ置場及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。
- (3) 住民によって集められたごみ置場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選定した処理施設に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

3 県民及び自主防災組織の活動

県民は、自主防災組織を中心として、市町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

- (1) 自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りのごみ置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみ置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、ごみ置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) ごみは、市町が定めた日時にごみ置場へ搬出する。

3-10-7 災害廃棄物処理の実施

1 基本方針

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物を愛媛県災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。

2 県の活動

- (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置
災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
- (2) 情報の収集
 - ア 災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援する。
 - イ 市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
- (3) 関係団体等への協力要請
収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。
 - ア 国、近隣県、県内非被災市町
 - イ 一般社団法人えひめ産業資源循環協会
- (4) 処理方法の市町への周知
災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「愛媛県災害廃棄物処理実行計画」等による災害廃棄物の処理方針を被災市町へ周知し、対応状況の把握を行う。
- (5) 処理の代行
市町の被災状況により、市町単独での処理が困難な場合は、県が、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物の処理を代行する。

3 市町の活動

- (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置
市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
- (2) 情報の収集
市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。
 - ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
 - イ 廃棄物処理施設等の被災状況
 - ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
 - エ 仮置場、仮設処理施設の確保状況
- (3) 発生量の推計
収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
- (4) 仮置場、仮設処理施設の確保
推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理施設を確保する。
- (5) 住民への周知
災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法等を速やかに住民に周知する。
- (6) 処理施設の確保
中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
- (7) 関係団体への協力の要請
収集した情報や仮置場、仮設処理施設及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
- (8) 災害廃棄物の処理の実施
被災状況を勘案した上で、県が示す実行計画や事前に策定した市町災害廃棄物処理計画に基づき、市町災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実施する。
- (9) 解体家屋の撤去
解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

4 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

5 県民の活動

- (1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法により搬出等を行う。

- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

3-10-8 防疫・衛生活動

津波災害における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者的心身の健康保持に努める。

1 県（保健所）の活動

- (1) 災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。
- (2) 医師、保健師等による調査班を編成し、被災地域において疫学調査を行う。疫学調査の結果、必要がある場合には健康診断を実施する。
- (3) 市町からの要請に基づいて、職員を派遣する。なお、県内での対応が困難な場合には、厚生労働省又は他の都道府県に応援を要請する。
- (4) 感染症が発生したときやそのおそれがあるときは、発生状況を調査したうえで、市町に対して、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動についての指導・指示を行うとともに、これを支援する。
- (5) 市町において防疫薬剤・資機材等の確保が困難な場合には、必要な薬剤等を市町に供給する。また、県内での対応が困難な場合には、厚生労働省又は他の都道府県に応援を要請する。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定による一類感染症及び二類感染症患者の発生した場合は、入院の勧告等を行うとともに、感染症指定医療機関等と連携して必要病床を確保したうえで、患者を医療機関へ移送する。
- (7) 被害が甚大で、市町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は実施しても不十分であると認められるときは、感染症法に基づく措置を市町に代わって講じる。
- (8) 市町と協力して、保健師による巡回健康相談を実施するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行い、被災者的心身の健康保持に努める。
- (9) 被害状況、感染症発生状況、防疫活動状況等の必要な情報を厚生労働省に報告する。
- (10) NPO・ボランティア等との連携
災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

2 市町の活動

- (1) 県に準じて防疫組織を設置し、対策を実施する。
- (2) 県の指導・指示により、汚染場所・汚染物の消毒、ねズミ族昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (3) 飲料水の消毒及び衛生指導を行う。
- (4) 塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- (5) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (6) 被災等により防疫機能が著しく阻害され、市町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- (7) 県（保健所）と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (8) 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を隨時、県（保健所）に報告する。
- (9) 保健所を設置する市は、県の項に定める措置のうち、感染症法により当該市が行うこととされている措置については、自ら行う。
- (10) 市町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

3 県民の活動

県（保健所）及び市町の指導を受けながら、指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

3－10－9 保健衛生活動

津波災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県及び市町は協力して保健衛生活動を行う。

1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

- (1) 県は、指定避難所等の被災者の保健衛生活動を適切に実施するため、速やかに市町から指定避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康局に報告するとともに、関係者間で共有する。
- (2) 被災市町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。
上記情報に基づき、国の助言を受け保健師等の派遣調整を行うとともに、適切な保健衛生活動を行う。

2 被災者等への保健衛生活動

- (1) 県及び市町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。
- (3) 県が収集した保健衛生活動に必要な情報に基づき、国の助言を受け保健師等の派遣調整を行うとともに、適切な保健衛生活動を行う。

3 保健師等の応援・派遣受入

- (1) 県及び市町は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困であると認める場合は、災害対策基本法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。
- (2) 県は、保健衛生活動を実施するに当たり、管下の保健所等の機能強化を図るために、管下の公衆衛生医等のみによる応援対応が困難な場合には、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等で構成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣を、厚生労働省健康局を通じてその他の都道府県等に要請する。
- (3) 県及び市町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請する。

3－10－10 死体の搜索及び措置

1 県の活動

- (1) 市町から要請があったときは、死体の搜索及び措置に必要な要員の派遣、死体処理器具・資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。
- (2) 市町から要請があったときは、必要に応じて大規模な死体収容所及び死体検査所を設置する。
- (3) 市町から要請があったときは、死体の措置及び火葬に関して近隣市町及び近隣県に協力を依頼する。受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に連絡する。

2 市町の活動

- (1) 警察官及び海上保安官の協力を得て、死体の搜索を行う。
- (2) 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に死体安置所を設置する。
- (4) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (6) 市町長は、死体の搜索、措置、火葬及び埋葬について、当該市町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
ア 搜索、措置、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員

- イ 捜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量
- (7) 災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の措置及び火葬を実施する。

3 県警察の活動（県警本部）

県警察は、県及び市町と協力し、必要に応じ他の都道府県警察に応援を要請するなどにより、死体見分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への死体の引渡し等に努める。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。

4 県民及び自主防災組織の活動

行方不明者の情報等を市町や警察等に提供するよう努める。

3-10-11 災害時における動物（犬、猫等）の管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町、県民等による協力体制を確立する。

なお、県及び市町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

1 県の活動

- (1) 被災動物の広域的な把握
- (2) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (3) 所有者及び里親探しの情報提供
- (4) 市町等関係機関との連絡調整
- (5) 被災動物救護センターの設置
- (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) 動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布
- (10) ボランティアの確保、把握
- (11) その他動物に関する相談等

2 市町の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保
- (5) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 災害死した動物の処理
- (8) その他動物に関する相談等

3 県民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- (5) その他行政への協力

3-10-12 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県及び市町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1 県の活動

- (1) 市町からの要請があったときは、埋却及び焼却処理の処分方法を指導する。
- (2) 市町からの要請があったときは、死亡した獣畜及び家きんの処理について近隣市町及び近隣県へ協力を依頼する。
- (3) 保健所長は、飼養者等から申請があったときは、処理場所が公衆衛生上適当かどうかを判断し、埋却及び焼却処理の許可（家きんの処理については、許可是不要）を与え、処理方法及び公衆衛生上必要な措置について指導する。

2 市町の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について市町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

3 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市町へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、市町の指導を受け、適正に処理する。

3-10-13 応急仮設住宅の確保等

1 基本方針

- 避難所生活を早期に解消するために、被災者の住宅を応急的に確保する。
なお、住宅の確保に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含むによる応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

2 県の活動

- (1) 被害状況の把握
市町の被災状況により、県内全体の被災状況を把握する。
- (2) 体制の整備
応急住宅対策に関する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設
 - ア 被災状況等を基に、県内の応急仮設住宅の建設戸数を決定する。また、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。
 - イ 既に協定を締結している（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会又は（一社）日本木造住宅産業協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。
 - ウ 状況により、知事が必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行う。
 - エ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 公営住宅等の一時入居
 - ア 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空き家状況を把握する。
 - イ 県営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
 - ウ 必要に応じ国及び他県等へ、被災者の一時入居について要請する。
- (5) 民間賃貸住宅の応急住宅としての活用

民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、(公社) 愛媛県宅地建物取引業協会や(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会等との協定に基づき住宅情報の提供等に努めるとともに、火災保険の包括契約の締結を速やかに進め、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

(6) 応急住宅の入居者の認定及び管理

知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について、自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。

(7) 住宅の応急修理

知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について、自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。

(8) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん

ア 県が実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、業者等に協力を求めて調達する。また、住宅の建設及び修理のための資材は、愛媛県森林組合連合会等の協力を得て、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は市町が確保についてあっせんする。

イ 市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。

ウ 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼する。なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。

(9) 住居等に流入した土石等障害物の除去

知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。

(10) 建築相談窓口の設置

地方局等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

3 市町の活動

(1) 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

(2) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 建設を県から委任された場合は、(一社) プレハブ建築協会及び(一社) 全国木造建設事業協会又は(一社) 日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。

イ 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

ウ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

(5) 市町営住宅等の一時入居

市町営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

(6) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。各応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

(7) 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする。

(8) 住宅の応急修理

- ア 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分について応急修理を行う。
- イ 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
- ウ 市町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住可能な住宅の応急修繕を推進する。

(9) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

- ア 応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(ア) 応急仮設住宅の場合

- ① 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- ② 設置を必要とする住宅の戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- ① 被害戸数（半焼、半壊）
- ② 修理を必要とする住宅の戸数
- ③ 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

- イ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

(10) 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、当該市町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- イ 除去に必要な人
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無

(11) 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第11章 応急教育活動

【私学文書課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課】

学校施設等が津波により被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、県及び市町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

3-11-1 応急教育計画の作成

1 実施責任者

- (1) 市町立学校の応急教育は、市町教育委員会が実施する。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (3) 私立学校の応急教育は、設置者が実施する。
- (4) 国立学校の応急教育は、管理者が実施する。
- (5) 知事又は県教育委員会教育長は、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、市町教育委員会、又は県立学校の要請により必要な措置を講じる。

2 応急計画

学校長は、学校の立地条件も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急計画の方法等について計画を定めておく。

- (1) 県は、市町立学校に対し、耐震設計法等に基づき、計画的に補強・改築等の必要な処置をとるよう支援・協力する。
- (2) 県立学校においては、必要に応じて施設・設備等の点検を行い、その状況により改築・改造を行い、防災機能の強化を図る。

3 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と密接な連携をとり、被害が少ない地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市町又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。

- (2) 学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。
ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。
イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じること。
ウ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、県又は市町は次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお被害の状況により、必要があるときは市町又は地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒等及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に受入れできない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。
- (6) 必要に応じて、児童、生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

5 学校が地域の避難所になる場合の留意事項

- (1) 校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示をする。
- (2) 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市町等と必要な協議を行う。

6 教科書等学用品の調達

学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合、市町長が行う。

なお、災害救助法が適用されない高校生の教科書等学用品の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

3－11－2 高等学校及び中等教育学校（後期課程） 生徒の災害応急対策への協力

校長は、登校可能な生徒に対し、教職員の指導監督のもとに学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求める。

また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

第12章 要配慮者に対する支援活動

【防災危機管理課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課】

県及び市町は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の津波避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

特に、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

3-12-1 県の活動

県は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から次の協力・援助・支援活動を行う。

(1) 要配慮者及び社会福祉施設等の災状況の把握

(2) 要配慮者への情報提供

(3) 応援要員の派遣

(4) 他県及び他市町への応援要請

(5) 愛媛県災害時要配慮者支援チームの派遣

市町から派遣要請があったとき、又は自ら必要と判断したときは、愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会等と連携して災害時要配慮者支援チームを派遣するとともに、必要に応じて他県又は国に対して、避難所等で災害時要配慮者の支援を行う災害派遣福祉チームや災害支援ナース等の支援チームの派遣を要請する。

(6) 一時保護が必要な要保護者への一時入所あっせん・調整

(7) 被災母子・父子・寡婦世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付

3-12-2 市町の活動

(1) 避難行動要支援者の避難

町は、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

(2) 指定避難所等への移送

市町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

ア 指定避難所等への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

市町は、応急仮設住宅への受入れに当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

市町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

ア 被災障がい者に対する援助

(ア) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付

(イ) 被災障がい者の更生相談

(5) 応援依頼

市町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第13章 孤立地区に対する支援活動 【防災危機管理課、消防防災安全課】

県及び市町は、津波による孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

3-13-1 県の活動

県は、孤立地区に対し、市町ほか関係機関と連携し次の措置を行う。

- (1) 県消防防災ヘリコプター等による情報収集、救出、物資輸送
- (2) 自衛隊、県警察本部等への航空偵察の要請
- (3) 緊急支援物資の確保・あつせん

3-13-2 市町の活動

市町は、孤立地区に対し、次の措置を行う。

- (1) 孤立地域の把握
- (2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (3) 緊急救出手段の確保（ヘリコプター・バイク・船舶）
- (4) 孤立地区集団に対する避難指示発令を検討
- (5) 住民不在地域における防犯パトロールの強化
- (6) 緊急支援物資の確保・搬送

第14章 応援協力活動・ボランティア等への支援

【防災危機管理課、消防防災安全課、人事課、総合政策課、行革分権課、観光国際課、県民生活課、保健福祉課、技術企画室、県警本部、四国地方整備局、第六管区海上保安本部、自衛隊】

大規模地震による激甚な津波災害が発生した場合においては、広範な地域に被害がおよび、社会機能が著しく低下するなかにあって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、各機関は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

また、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

3-14-1 行政機関の応援活動

1 県の活動

(1) 指定行政機関等に対する職員の派遣の要請

ア 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

(2) 指定行政機関等に対する応急措置等の実施の要請

知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認められる場合は、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められる場合は、災害対策基本法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援又は災害応急対策の実施を要請する。

(3) 指定行政機関等に対する物資又は資材の供給の要請

知事は、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）に対する応援要請

大規模自然災害が発生し災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや事務所長、首長のホットライン等を通じて緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。

緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 被災地における被災状況調査に関する支援
- イ 被災地における被害拡大防止に関する支援

ウ 被災地の早期復旧を図るため必要となる支援

エ 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するため必要な事務

(5) 他県及び民間事業者等に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、四国、中四国、関西広域連合及び全都道府県の各都道府県知事並びに民間事業者等とあらかじめ締結した大規模災害時の広域応援等に関する協定に基づき、応援を要請する。また、地方公共団体間での要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと判断する場合は、内閣総理大臣に対して、他の都道府県知事に対して本県又は市町を応援することを求めるよう求める。

(6) 市町に対する応援

ア 知事は、市町長から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援・協力をを行う。また、知事は、被災市町の業務レベルが著しく低下したと判断される場合には、市町長からの応援要請の有無に関わらず、災害応急対策等について支援・協力を実施するほか、災害対策基本法第73条1項の規定に基づき、応急措置の代行を行う。ただし、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

イ 知事は、市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案するとともに、市長会及び町長会等と連携しながら、他の市町長に対し、次の事項を示して、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、装備、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他応援に関し必要な事項

ウ 知事は、県内の市町および県による応援職員の派遣だけでは被災市町において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、総務省に対し応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）に基づいた全国の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を要請する。

エ 知事は、市町長から広域一時滞在について助言を求められた場合は、これについて助言を行い、都道府県外広域一時滞在についての協議要求があった場合は、他の都道府県知事と協議を行うものとする。また、市町が被災によりその事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命、身体を保護し、又は居住場所の確保が困難な場合において、広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、被災市町の市町長に代わって広域一時滞在の協議を行い、又は当該市町長からの要求を待たずに都道府県外広域一時滞在の協議を行う。

オ 県は、ア～エ及びその他の方法により被災市町に対する職員の派遣等の応援を行った場合は、当該応援に関する情報を被災市町及び応援地方公共団体等に共有する。

カ 県の職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁、他の都道府県及び被災市町以外の県内市町等との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

(7) 民間団体等に対する応援協力の要請

ア 応援協力要請の対象となる民間団体等

(ア) 青年団体、婦人団体、商工団体、農林水産団体、日本赤十字社奉仕団

(イ) 大学、高校、各種講習所、養成所等の学生・生徒

(ウ) その他、奉仕活動を申し入れたボランティア団体等

イ 応援協力要請の時期及び要請事項

知事は、市町長から要請があったとき、又は知事が必要と認めたときは、次の事項を示して応援協力を要請する。

- (ア) 応援協力を要請する人員
- (イ) 作業内容
- (ウ) 作業場所
- (エ) 集合場所
- (オ) その他応援協力要請に関し必要な事項

2 県警察の活動

(1) 警察災害派遣隊の運用

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、警察庁及び中国四国管区警察局四国警察支局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置をとる。

(2) 都道府県に対する援助要請

公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法（昭和 22 年法律第 162 号）第 60 条に基づく援助要請を行う。

- ア 援助を必要とする理由
- イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品及び期間
- ウ 援助を必要とする場所
- エ 県内経路（特に道路の損壊がある場合）
- オ その他必要事項

3 消防機関の活動

(1) 県内の消防応援

地震が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される場合は、災害の態様や動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条）を速やかに行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づく応援要請に当たっては、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

(2) 緊急消防援助隊

知事は、被害の状況により消防庁緊急消防援助隊の応援の必要があると認めるときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- ウ 応援部隊の進入経路及び集結場所
- エ 指揮体制及び無線運用体制
- オ その他必要事項

緊急消防援助隊の要請先は次のとおり。

回線別 区分	平日（9:30～18:15） 総務省消防庁広域応援室		左記以外 総務省消防庁宿直室
	電話	FAX	
N T T 回線	電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 6 9	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
	FAX	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
消防防災無線	電話	6 3 - 9 0 - 4 9 0 1 3	6 3 - 9 0 - 4 9 1 0 2
	FAX	6 3 - 9 0 - 4 9 0 3 3	6 3 - 9 0 - 4 9 0 3 6
地域衛星通信 ネットワーク	電話	6 4 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3	6 4 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 1 0 2
	FAX	6 4 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 3	6 4 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

4 市町の活動

(1) 知事等に対する応援要請等

市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等

- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に關し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

(2) 他の市町長等に対する応援要請

市町長は、当該市町の地域にかかる災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を要請する。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」による。

(3) 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

市町長は、当該市町の地域にかかる災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

5 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策の実施に際して、県外から必要な応援要員・部隊を受け入れた場合、知事及び派遣先の市町長は、これらの要員・部隊の進出・活動する拠点として、あらかじめ指定した広域防災拠点を提供するほか、各機関の要請に応じて、公園や道の駅等の施設で、進出・活動のための拠点として利用可能なものについても、可能な限り準備する。

3-14-2 ボランティア等の支援活動

1 県の活動

(1) 県災害救援ボランティア支援本部の設置

県は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、愛媛県社会福祉協議会と連携して、県災害救援ボランティア支援本部（以下「県支援本部」という。）を県ボランティア・市民活動センター内に設置する。

また、県は、ボランティア活動と県の実施する救助との調整に係る事務について、県社会福祉協議会と委託契約を締結し、災害救助法による費用負担等を明確化する。

(2) 県支援本部の構成メンバー

県支援本部は、県社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティア・コーディネータ等で構成する。

ア 県と県社会福祉協議会、県内外の災害ボランティアの災害中間支援組織等で構成するコア会議を開催し、災害ボランティア活動の連携方策等の調整を行う。

イ 行政（県・市町）、社協（県社協、市町社協）、NPO・ボランティア等関係団体が一堂に集う情報共有会議を開催し、被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図る。

(3) 県支援本部の任務

ア 県内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティア不足状況等の把握

県、市町、市町災害救援ボランティア支援本部（以下「市町支援本部」という。）やボランティア団体等からの情報を取りまとめ、県内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

イ ボランティアや被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況やボランティアあっせん窓口等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

ウ ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、必要人員、活動内容、活動拠点等の必要

な情報をマスコミに提供すること等により、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

エ ボランティアのあっせん

市町支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

(4) 県支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を提供する県の窓口を開設するとともに、地方局庁舎その他県有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、災害救援ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

(5) 県は、職員のボランティア休暇制度の周知を図り、ボランティア活動参加への支援に努める。

2 市町の活動

(1) 市町災害救援ボランティア支援本部の設置

市町は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市町社会福祉協議会と連携して、市町支援本部（必要に応じて支部を設置。）を市町ボランティアセンター内等に設置する。

(2) 市町支援本部の構成メンバー

市町支援本部は、市町社会福祉協議会、市町ボランティアセンター、市町NPO支援センター、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティア・コーディネータ等で構成する。

市町、市町社協、NPO・ボランティア等関係団体が一堂に集う情報共有会議を開催し、市町域における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

(3) 市町支援本部の任務

ア ボランティア活動に関する情報収集

県、市町、ボランティア団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、市町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

イ ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

ウ ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

エ ボランティアのあっせん

被災住民、県災害救援ボランティア支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

(4) 市町支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市町支援本部等に提供するとともに、市町庁舎その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

3－14－3 自衛隊の活動

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、県民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。このため、支援ニーズを早期に把握・整理することに着意する。

1 自衛隊の情報収集・伝達活動（自衛隊）

気象庁等から県内において震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、陸上自衛隊松山駐屯地司令は、必要に応じ車輌による地上偵察を実施するとともに、上級部隊が行う航空機や艦艇等の偵察による当該地震発生地域及びその周辺の情報を収集する。

また、収集した情報は、直ちに県等防災関係機関に伝達する。

2 自衛隊の災害派遣の要請

人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合において、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

(1) 派遣要請事項

- ア 車両、航空機等による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 消防機関に協力して行う消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する給食及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他知事が必要と認める事項

(2) 派遣要請手続

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、まず、陸上自衛隊松山駐屯地司令に要請する。

また、海上自衛隊又は航空自衛隊の派遣を必要とする場合は、海上自衛隊呉地方総監又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官あてに要請を行う。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 市町長等の災害派遣要請の要求の依頼手続

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請について(2)のア～エの事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう要求する。ただし、緊急の場合は、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速かに文書をもって措置する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊松山駐屯地に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つことまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

4 自衛隊の救援活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、傷病者等の捜索救助
- (4) 水防活動
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 人員、物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水の支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- (10) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (11) 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

5 自衛隊の救護班の編成

陸上自衛隊松山駐屯地司令は、応急医療、救護及び防疫のため、必要に応じ救護班（チーム）を派遣する。

6 自衛隊との連絡体制

(1) 情報交換

知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては松山駐屯地を通じて第14旅団司令部、海上自衛隊にあっては呉地方総監部と、航空自衛隊にあっては西部航空方面隊司令部と密接な情報交換を行う。

機関名	電話番号	県防災通信システム（地上系）	FAX
陸上自衛隊松山駐屯地	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	(衛星) 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	—

(2) 連絡班の派遣等

知事は、災害発生を予想する段階に至った場合は、陸上自衛隊松山駐屯地司令に対し、県災害対策本部又は県災害警戒本部（本部開設前にあっては、防災危機管理課）に連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれにともなう措置の迅速化を図る。

ア 陸上自衛隊松山駐屯地を通じて、陸、海、空部隊に対し、連絡班の派遣を要請する。

イ 自衛隊派遣業務の円滑化を図るため、災害対策本部（災害警戒本部）又は地方本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。

(3) 自衛隊支援活動の総合調整

知事は、派遣部隊の長と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。

7 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

県及び市町は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市町は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るために、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、救援活動に支障がないよう措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び資機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受け入れ

市町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

8 災害派遣部隊の撤収

知事は、当該市町長から撤収の要請があり、派遣部隊の長及び自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊松山駐屯地司令、海上自衛隊呉地方総監又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

9 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関するものを除く）損害の補償

（5）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市町が協議する。なお、必要に応じて県が協議する。

3-14-4 海上保安庁の支援

1 海上保安庁に対する支援要請

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請する。

(1) 支援要請事項

ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請手続き

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、松山海上保安部を窓口として海上保安庁第六管区海上保安本部長に要請する。ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、松山海上保安部との連絡が困難である場合には、第六管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。

- ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

(3) 市町長の支援要請の依頼手続き

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について（2）のア～エの事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

2 海上保安庁との連絡

(1) 情報交換

知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、海上保安部と密接な情報交換を行う。

(2) 連絡員の派遣

地震が発生したときは、松山海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。

機関名	電話番号	県防災通信システム（地上系）	FAX
松山海上保安部	089-951-1197	6-55321 6-55322	089-951-7796
第六管区海上保安本部	082-251-5111	（衛星） 64-034-101-159	082-251-5185

3－14－5 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、自ら作成する受入れ計画に基づいて、県が受けられる。

県は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流センター等を通じて通訳を確保するとともに、市町等関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。

第15章 通信放送施設の確保及び放送事業者の活動

【防災危機管理課、県警本部、日本放送協会（松山放送局）、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティーブイ株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV】

大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、県、市町及び各防災関係機関等は、代替手段の確保等効果的な応急対策を実施する。

災害時の無線局運用に当たっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたすことがないよう努める。

また、放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠なものであるため、放送事業者は、津波警報や被害情報等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、発災後も円滑に放送が継続できるよう被災防止措置を講じるものとする。

3-15-1 通信施設

1 県防災通信システム施設

- (1) 県防災通信システム（衛星系・地上系） 施設に障害が発生した場合、予備機切替え等により回線を確保し、保守要員による速やかな復旧措置を講じる。
- (2) 県防災通信システム（衛星系・地上系） 施設の障害に対し、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

2 市町防災行政無線施設

市町に設置する防災行政無線の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

3 警察無線通信施設

- (1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は自動車用無線機を固定局の代行として運用する。
- (2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局又は臨時中継局を開設して通信の確保を図る。

3-15-2 放送施設

- (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、非常用の予備機材を用いて仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- (2) 応急復旧に必要な資機材を早急に確保し、機器、設備等の機能回復の措置を講じる。

3-15-3 放送事業者

- (1) 大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報及び津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検及びその他の被災防止措置を講じる。

第16章 ライフラインの確保

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、デジタルシフト推進課、循環型社会推進課、産業政策課、都市整備課、発電工水課、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、四国ガス株式会社、四国財務局、日本銀行】

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、津波災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、国、県、市町は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先的に行う。

3-16-1 水道施設

市町及び水道事業者は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

3-16-2 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が被災したとき、重大な機能障害、二次災害の危険性をとり除くための措置を講じる。

1 管渠

周辺住民に対して一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

2 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの切り回し、仮設沈殿池などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

3-16-3 工業用水道施設

- (1) 工業用水道事業者は、地震発生後、各事業者ごとに緊急時供給計画等に基づき、速やかに配水施設等の被害状況の調査を行い、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等必要な措置を講じる。
- (2) 被害の拡大防止と応急復旧等用水の確保に必要な措置を講じる。
- (3) 必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。
- (4) 可能な限り復旧予定期を明らかにするよう努める。

3-16-4 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

電気事業者は、震災時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 電力供給の確保

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等に必要な措置を講じる。

また、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

なお、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じる。

3 他電力会社間の電力融通

震災時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

4 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

5 対策要員等の確保

電気事業者は、防災業務計画による出動体制に基づき対策要員を確保するとともに、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

6 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

7 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員や復旧資機材の確保、電力の融通などの応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

8 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

9 設備の応急復旧

電気事業者は、次のとおり各種設備の応急復旧を行う。ただし、電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

なお、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期を明らかにするよう努める。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により復旧する。

(4) 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルにより迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

10 原子力発電施設による電力供給確保対策

(1) 基本方針

国、県及び四国電力株式会社等の関係機関は、地震発生時における原子力発電所の安全確保対策について万全を期する。

なお、原子力防災対策については、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）により実施する。

(2) 四国電力の安全確認

伊方発電所においては、地震を検知した場合は、直ちに運転員が中央制御室の計器により運転状況を

確認するとともに、検知された地震の加速度に応じて設備の巡回点検を行う。

なお、異常が発見された場合は、伊方発電所原子炉施設保安規定に基づき、原子炉を手動停止する等

の必要な措置を講じるとともに、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、速やかに関係機関へ連絡する。

(3) 国の安全確認

伊方発電所に常駐している原子力規制庁原子力運転検査官は、原子力安全に係る事業者の活動全般について日常的に監視を行い、原子力施設安全や放射線安全等に関する影響を特定するための検査を行う。

(4) 通報連絡計画

伊方発電所から関係機関への通報連絡については、次の通信設備や経路を確保して的確に行う。

ア 県や伊方町などとの間に設置している直通専用回線（NTT専用回線）及び県防災行政無線

イ 経路、種類の異なる通信系統（マイクロ波無線2系統、光通信1系統）を多重設置している四国電力保安用電話回線

ウ 携帯電話

3-16-5 ガス施設

1 応急措置及び復旧対策

- (1) ガス事業者は、製造所において設備の運転に危険を及ぼす震度の地震が発生した時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止を図る。
- (2) ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。
- (3) 製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、事業者の支店及び関連会社等により速やかに復旧する。
- (4) 製造所等の被災した設備が復旧された後、設備の安全性を確認のうえ、ガスの製造を再開する。
- (5) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区から、速やかにガス供給の再開を行う。
- (6) 指定避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。

2 勤員・応援体制

- (1) ガス事業者は、動員計画に基づき要員の確保に努めるとともに、必要に応じて、本店及び他支店等への応援要請を行う。
- (2) 災害の規模に応じて、(一社) 日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

3 資材の確保

ガス事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及びメーカー等から緊急転用措置をとる。

4 広報の実施

- (1) ガス事業者は、防災関係機関や報道機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

3-16-6 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

1 西日本電信電話株式会社

震災時には、次により臨時の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(1) 通信の非常疎通措置

- ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。
- ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。
- オ 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

(2) 通信の途絶措置

- ア 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。
- イ 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。
- ウ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

(3) 被災地の情報伝達支援

- ア 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。
- イ 行政やボランティア等から発信される情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

(4) 設備等の応急復旧

- ア 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。
- イ 災害発生後、速やかに被害状況把握や緊急回線作成を行うため、NTT西日本四国事業本部で約200名（NTT西日本四国支店で約60名）程度のレスキュー隊が編成できるよう復旧要員を登録している。
- ウ アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被災設備を完全に把握できるようにしている。

2 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

- (1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

- (1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

4 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

- (1) 電気通信施設の整備及び保全
- (2) 災害時における電気通信の疎通
- (3) 災害用伝言板サービスの提供

3-16-7 応急金融対策

1 基本方針

大規模地震発生時には、関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関等の円滑な業務の遂行を確保す

るために必要な措置等を適切に講じる。

2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のため、必要な措置を講じるとともに、金融当局及び関係行政機関はこれを支援する。

3 非常金融措置の実施

国（四国財務局松山財務事務所）及び県は、日本銀行松山支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるようあっせん、指導を行うとともに、報道機関等の協力を得て県民に対して周知徹底を図る。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実効等について特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引替えに関する必要な措置

4 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行松山支店は、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保のための措置を講じる。

3-16-8 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「3-10-5 下水処理・し尿処理の実施」、「3-10-6 生活系ごみ処理の実施」、「3-9-7 災害廃棄物処理の実施」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第17章 公共土木施設等の確保

【財産活用推進課、スマート行政推進課、農地整備課、漁港課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路維持課、都市整備課、大阪航空局（松山空港事務所）四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

公共土木施設等における津波被害からの復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、協定を締結した（一社）愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送道路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

3-17-1 道路施設

道路管理者等は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、国土交通省等へ報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うこととし、（一社）愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開の代行を国土交通省に要請するものとする。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じるものとし、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮桟橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

3-17-2 海岸保全施設

海岸管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、水防管理者と連携し排水ポンプ車等を配置するなど内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

3-17-3 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

3-17-4 砂防等施設

砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、地震活動や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立入禁止措置や、ビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努める。

砂防等施設が損壊したり、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとと

もに施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、速やかに当該市町へ状況の連絡を行う。

3-17-5 港湾施設

港湾管理者は、地震後、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入り禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講じる。

また、港湾区域の航路等について、沈船、漂流物により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

なお、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

3-17-6 漁港施設

漁港管理者は、地震後直ちに漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関に報告する。

また、漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

なお、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。

3-17-7 空港施設

空港管理者は、滑走路、エプロンその他の空港施設が被害を受けた場合、空港施設の復旧に努める。

施設に被害を受けた場合には、空港業務を部分的にでも再開するため、応急復旧に努め、緊急物資等の輸送機能の確保に必要な措置をとる。

3-17-8 鉄道施設

1 応急復旧及び復旧対策

- (1) 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期の運転再開を期するため、復旧工事を行う業者に協力を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (4) 非常緊急にかかるものの輸送を速やかに行う。

2 旅客等への広報

- (1) 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送して混乱の防止を図る。
- (2) 駅長は災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について放送等を行う。

3 避難誘導

- (1) 乗務員は、列車又は線路建造物等の被害による危険が大きいと予測される場合や沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断した場合は、旅客を安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないように努めるとともに、消防救急機関等への早期通報を行う。

3－17－9 農業用施設

1 被害状況の把握

農業用ダム、ため池、農業用水路、農道などの農業用施設の管理者は、被害状況を調査し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否を判断し関係機関に報告する。

2 応急措置の実施

施設等に破損が確認され、二次災害等の危険がある場合には、施設管理者は応急措置を行い、避難指示等必要な措置をとるように関係機関に要請する。

3－17－10 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

1 被害状況の把握

庁舎等の施設管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

3－17－11 情報システム

県、市町及びその他関係機関は、地震災害時の情報システムの確保対策として、次の措置を講じる。

- (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

3－17－12 都市公園施設

都市公園施設の管理者は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入を禁止する措置を行う。

また、都市公園は、避難場所、避難所として利用される場合多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第18章 危険物施設等の安全確保

【消防防災安全課、環境・ゼロカーボン推進課、薬務衛生課】

大規模地震に伴う津波により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と、軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

3-18-1 危険物施設

1 県の活動

防災関係機関と密接な連携をとり、複数の市町の区域にわたって設置されている移送取扱所における危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

2 市町の活動

- (1) 関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - ウ 危険物施設の応急点検
 - エ 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動避難の指示等必要な応急対策の実施
- (2) 火災の防御は、市町の消防機関が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

3-18-2 高圧ガス施設

1 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

2 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認める時は、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ぼないよう適切な措置を講じる。

被災市町は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいの恐れがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境・ゼロカーボン推進課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

3 流出容器の対策

流出した容器は、容器所有者が回収し処分することが原則であるが、大規模な災害では所有者不明の容器が発生する可能性が高いため、関係団体により津波による被害発生時の容器回収の協力体制を構築しておく

3-18-3 毒物・劇物貯蔵施設

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めつき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

2 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹

底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

3－18－4 火薬類製造施設・貯蔵施設

1 事業者の活動

火薬庫が、危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

2 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認める時は、火薬類製造事業者、火薬庫設置事業者に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、火薬庫等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

第19章 社会秩序維持活動 【県民生活課、県警本部】

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、県、県警察及び市町は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3-19-1 県の活動

1 県民への広報

被災住民をはじめ県民に対して正確な情報を迅速に提供するとともに、県民のとるべき措置等について呼びかけを行うなど、流言飛語をはじめ各種の混乱の発生を防止し、民生の安定を図り、社会秩序の維持に努める。

2 生活関連商品の価格、需給状況、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、愛媛県消費生活条例に基づき、次により物価の安定を図る。
 - ア 商品を指定し、物価監視を行う。
 - イ 事業者に対し調査、指導を行い、必要に応じ勧告又は公表を行う。
 - ウ 生活関連商品を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
- (3) 関係機関への協力要請
 - 国、他の都道府県、事業者団体等に対し、必要に応じ次の事項について協力要請を行う。
 - ア 情報提供
 - イ 調査
 - ウ 集中出荷
 - エ その他の協力
- (4) 物資収容等の措置
 - 物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令や物資の収容等の措置をする。
 - なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り協力を求める。

3 国に対する緊急措置の要請

県は、生活関連商品の著しい不足や価格の異常な高騰など消費生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合、国に対し緊急措置の実施を要請する。

3-19-2 県警察の活動

1 警察独自及び自主防犯組織等との連携による安全の確保

- (1) 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、指定避難所等の定期的な巡回等を行う。
- (2) 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (3) 警察署等において、地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受付けなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

2 銃砲、刀剣類に対する措置

- (1) 銃砲、刀剣類による犯罪を予防し治安を維持するため、銃砲等の所有者に所在確認と保管の徹底を指導する。
- (2) 避難している場合は、銃砲保管業者に一時保管委託をするように指導する。
- (3) 銃砲、刀剣類の運搬又は携帯の禁止等の緊急措置を講じる。
- (4) 銃砲、刀剣類の製造及び販売業者に対しては、特に、盜難等の事故防止のため厳重な保管を指導する。

3 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救援活動等を行う関係機関に対し、可能な限り協力する。

3－19－3 市町の活動

1 住民への広報

市町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、当該市町の地域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼びかける。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

市町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第20章 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等 【防災危機管理課】

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、県、市町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

3－20－1 南海トラフ地震に関する情報

1 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関する情報」と呼ぶ）。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^(注1) でマグニチュード6.8以上 ^(注2) の地震 ^(注3) が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化 ^(注4) と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^(注4) が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^(注5) が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^(注3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。
具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケ

スの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間をするため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

3－20－2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- (1) 県は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、状況に応じて速やかに災害対策本部または災害警戒本部に移行できるよう、関係部局に対する連絡等、所要の準備を行う。
- (2) 市町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担及び連絡体制等を定めるものとする。

3－20－3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

- (1) 県は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、これを踏まえ、災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間（地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。
また、1週間経過の後、さらに1週間（地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。）は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。
なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。
- (2) 県は、災害対策本部会議において、関係部局による今後の取組を確認するとともに、県民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。
 - ア 関係部局の取組
情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
 - イ 県民に呼びかける今後の備え
 - (ア) 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）
 - (イ) 避難場所及び避難経路の確認
 - (ウ) 家族との安否確認手段の確認
 - (エ) 非常持出品や家庭における備蓄の確認 等
- (3) 県は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議の開催結果について、直ちに市町及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）に連絡を行うほか、国の緊急災害対策本部長から発せられる、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示について、直ちに市町に連絡を行う。
- (4) 市町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害対策本部等の設置運営方法等を定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

県、市町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 県、市町及び関係機関等は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を

- 整備するものとする。
- (2) 県、市町及び関係機関等は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を迅速かつ確実に行うものとする。
- (3) 県、市町及び関係機関等は、災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実に行うものとする。

4 災害応急対策をとるべき期間等

県、市町及び関係機関等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

- (1) 地域住民等の避難行動等
- ア 市町は、国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）をあらかじめ定めるものとする。
- イ 市町は、健常者と要配慮者の避難速度等の違いを考慮し、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を別に定めるものとする。
- ウ 市町は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を策定するものとする。
- エ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。
- オ 県及び市町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
- カ 県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- (2) 指定避難所の運営
- ア 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。
- イ 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。
- ウ その他指定避難所の運営については、3-5-4「指定避難所等の設置及び避難生活」を準用する。

6 消防機関等の活動

- (1) 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保
- (2) 県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。
- (3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防

止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信

ライフライン関係機関においては、それぞれの提供するサービスが社会活動の維持や災害応急対策活動等の基礎となるものであることから、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、必要なサービスの供給を継続する体制を確保するものとする。

- (1) 水道
市町は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 電気
電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (3) ガス
 - ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
 - イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。
- (4) 通信
通信事業者は、必要な通信を供給する体制を確保するものとする。

9 放送

放送事業者は、被害状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する正確かつ迅速な報道を行うための体制を確保するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、県、市町及び関係機関等と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報及び火災防止等の後発地震に備えた被害軽減のための取組など地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

10 金融

金融機関は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

11 交通

(1) 道路

- ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。
- イ 県及び市町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
- ウ 県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行うものとする。

(2) 海上および航空

- ア 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、今治海上保安部及び宇和島海上保安部）及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。
- イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。
- ウ 大阪航空局（松山空港事務所）は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるほか、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

また、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な

体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

12 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとし、具体的な実施体制及び措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の点検、整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(エ) 学校、高等技術専門校、研修所等にあっては、次に掲げる事項

① 生徒等に対する保護の方法

② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(オ) 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

① 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその地方本部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講じるものとする。

1.3 滞留旅客等に対する措置

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん及び市町が実施する活動との連携体制の構築等、必要な措置を講じるものとする。

3-20-4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

(1) 県は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催し、一部割れケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行うものとする。

ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部会議の開催に代えて災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行うものとする。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行するものとする。

(2) 県は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議において、関係部局による今後の取組を確認するとともに、県民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

ア 関係部局の取組

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

イ 県民に呼びかける今後の備え

(ア) 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）

(イ) 避難場所及び避難経路の確認

(ウ) 家族との安否確認手段の確認

(エ) 非常持出品や家庭における備蓄の確認 等

(3) 県は、災害対策本部会議または災害警戒本部会議の開催結果について、直ちに市町及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）に連絡を行う。

(4) 市町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害に関する会議等の設置運営方法等を定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

県、市町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

県、市町及び関係機関等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 県、市町及び関係機関等のとるべき措置

県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、県、市町及び関係機関等は、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

3－20－5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の伝達等

県、市町及び関係機関等は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。